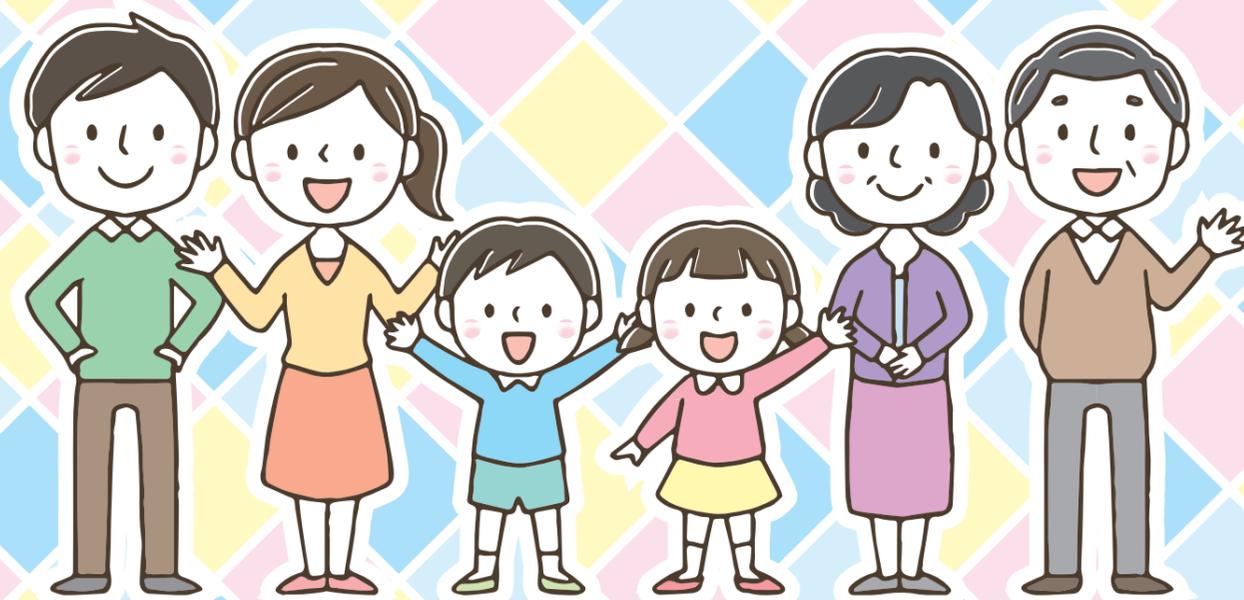




# いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン

第2期井原市子ども・子育て支援事業計画

(計画期間：令和2～6年度)



令和2年3月  
井原市

いばらっ子  
ぼっけえ  
すくすく  
プラン

第2期井原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月  
井原市



## はじめに

本市では、平成 22 年 3 月に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として、「新・いばら子どもすくすくプラン」を策定し、平成 27 年 3 月には、「子ども・子育て支援法」に基づく、就学前の子どもの教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制を定める計画として、「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（第 1 期井原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子育て支援施策の推進を図ってまいりました。



このたび、第 1 期計画の計画期間が終了することに伴い、新たに本市の子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ一体的に、より一層推進していくため、令和 2 年度以降 5 年間の子育て支援施策の指針となる、「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（第 2 期井原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。

本計画では、第 1 期計画を継承し、「子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感でき、安心して子どもを生み育てられるまち・いばら」を基本理念とするとともに、本市の最上位計画である「井原市第 7 次総合計画」との整合性を図り、健康・医療・福祉分野の基本目標「子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり」の実現に向けた子育て支援施策に積極的に取り組んでまいります。

本市がさらに元気で活弁な地域になるためには、次代を担う子どもたちを地域全体で支え、育てていく気運の醸成が必要であり、学校・園など関係機関との連携はもとより、家庭、地域、企業、行政を含めた社会全体での取り組みが必要不可欠であると考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、慎重なご審議を賜りました井原市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

井原市長 大 舌 勲



## 目 次

序章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定の体制	3
第1章 子どもや子育て家庭を取り巻く状況	
1 統計からみた状況	4
2 アンケート調査からみた状況	12
第2章 計画の基本的な方向	
1 基本理念	20
2 基本目標	21
3 施策体系	22
第3章 計画の基本施策	
基本目標1 子どもたちが健やかに育つまちづくり	24
基本目標2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	31
基本目標3 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり	40
基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	46
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	
1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載事項	49
2 教育・保育提供区域の設定	52
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	53
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	55
5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	62
6 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保	62
第5章 計画の推進体制	
1 市の推進体制と進行管理	63
2 地域における取組や活動との連携	64
3 市民及び関係団体等への広報・啓発	64
資料編	
1 策定の経過	65
2 井原市子ども・子育て会議条例	66
3 井原市子ども・子育て会議委員名簿	67





## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来をつくる力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境を整備していくために、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、(1)質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、(2)保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3)地域の子ども・子育て支援の充実、を目指すこととなっています。

新制度における子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本としています。新制度では、すべての子どもに対し、良質かつ適切な内容及び水準で子育て支援を提供するとともに、保護者に対しても子育てを通じた「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされています。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることを求めています。次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策が推進されます。

本市においては、平成22年3月に「新・いばら子どもすくすくプラン」、平成27年3月に「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（第1期井原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、「子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感でき、安心して子どもを生み育てられるまち・いばら」を基本理念として、子どもたちを社会全体で支え、子育てを通して親も育っていく地域づくりに取り組んできました。

このたび、第1期計画の計画期間が終了することに伴い、引き続き本市の子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的かつ一体的に、より一層推進していくため、「いばらっ子 ぼっけえすくすくプラン（第2期井原市子ども・子育て支援事業計画）」を策定します。

## 2 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「井原市次世代育成支援対策行動計画」を継承するとともに、国や県の子ども・子育て支援計画に係る指針を踏まえ、「井原市第7次総合計画」を上位計画として、「井原市障害児福祉計画（第1期）」などの関連計画との整合性を図ります。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間として、毎年、計画の実施状況を把握・点検した上で公表し、進行管理を行っていきます。



## 4 計画策定の体制

### (1) 井原市子ども・子育て会議の開催

学識経験者、子どもの保護者、関係団体の代表者、公募委員で構成する「井原市子ども・子育て会議」を設置して、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

### (2) アンケート調査の実施

平成30年12月に「井原市子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、市民の子育てに関する生活実態や、子育て支援に関する要望・意見について把握しました。

**井原市子ども・子育て支援ニーズ調査の概要**

	就学前児童	小学校児童
調査対象	就学前児童の保護者	小学生1～4年生の保護者
標本数	1,148件	982件
抽出方法	就学前児童のすべての保護者	小学生1～4年生のすべての保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収	学校を通じ配布・回収
回収数	725件	886件
回収率	63.2%	90.2%

### (3) パブリックコメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴収し、計画策定における透明性を確保するため、パブリックコメントを実施して、住民参加による計画策定を行いました。

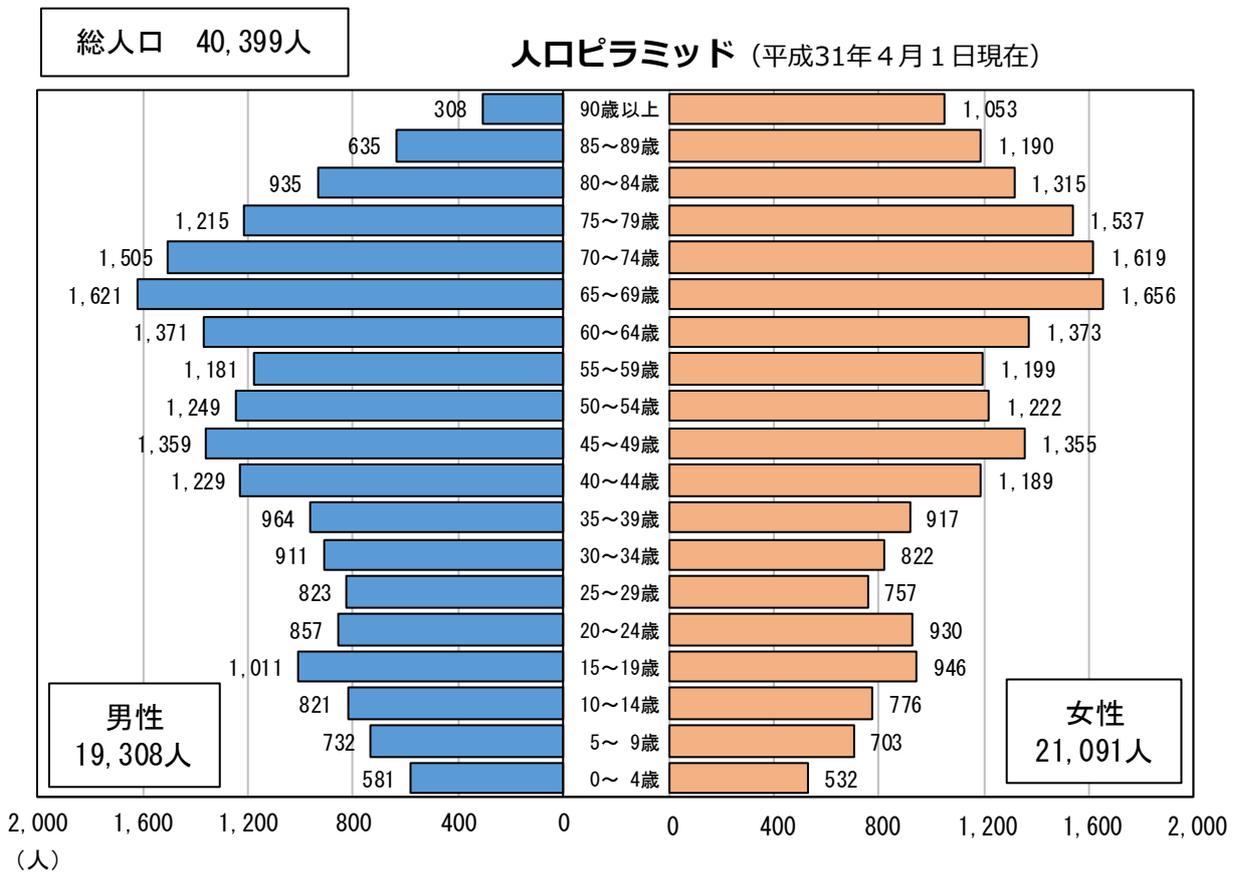


# 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

## 1 統計からみた状況

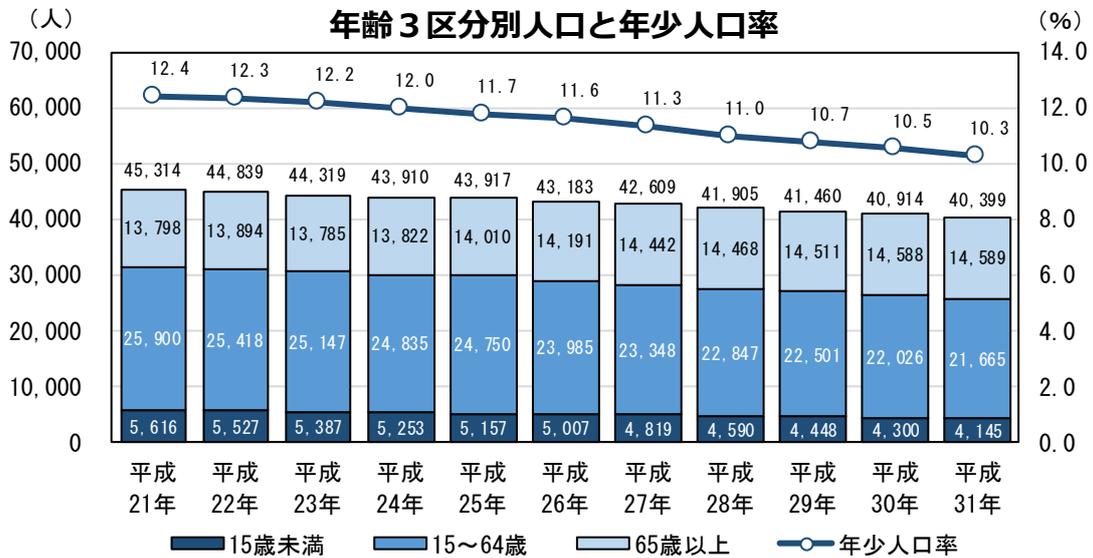
### (1) 人口の推移

本市の総人口は、平成31年4月1日現在で40,399人（男性：19,308人、女性：21,091人）となっており、人口ピラミッドで見ると、年齢階層別では男女ともに「65～74歳」の階層の人口が多く、「25～29歳」の子育て世代の若者や「0～4歳」の子どもの人口が少ないことがわかります。



資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口の推移をみると、「0～14歳」の年少人口は減少していますが、「65歳以上」の高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

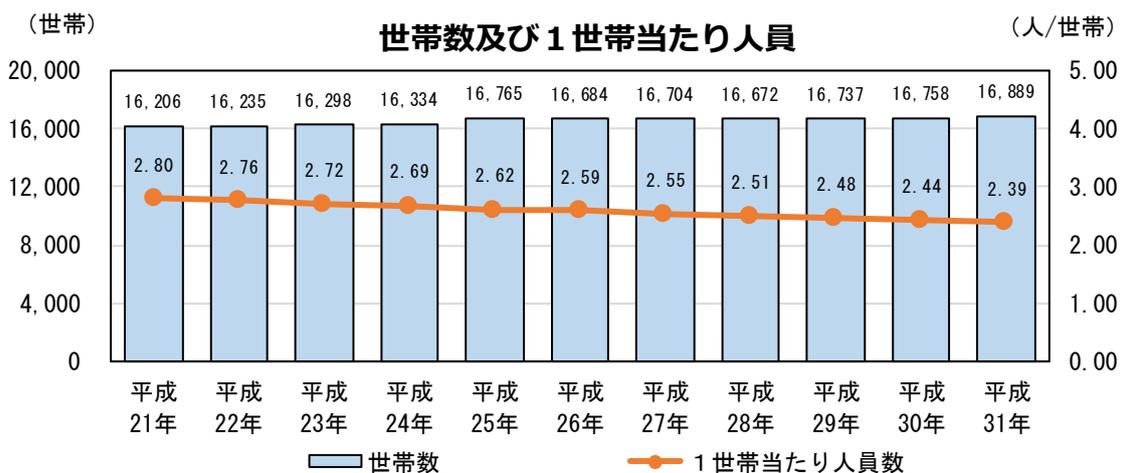


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※年齢3区分別人口とは、15歳未満人口（年少人口）、15～64歳人口（生産年齢人口）、65歳以上人口（高齢者人口）のことで、年少人口率とは、総人口に対する15歳未満人口（年少人口）の割合のことです。

## （2）世帯の状況

本市の世帯数は増加しており、平成31年4月1日現在で16,889世帯となっていますが、一方で1世帯当たり人員数は減少しており、平成31年4月1日現在で2.39人/世帯となっています。

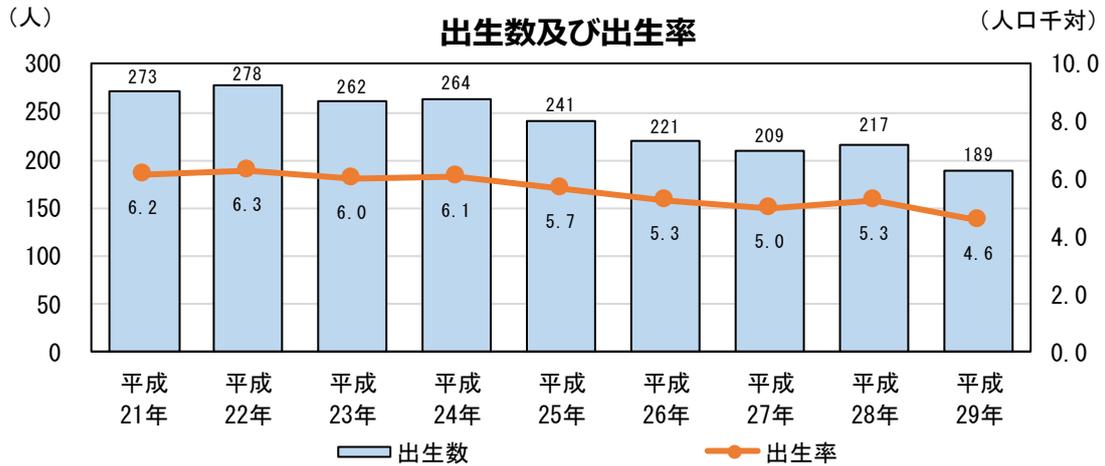


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (3) 出生の動向

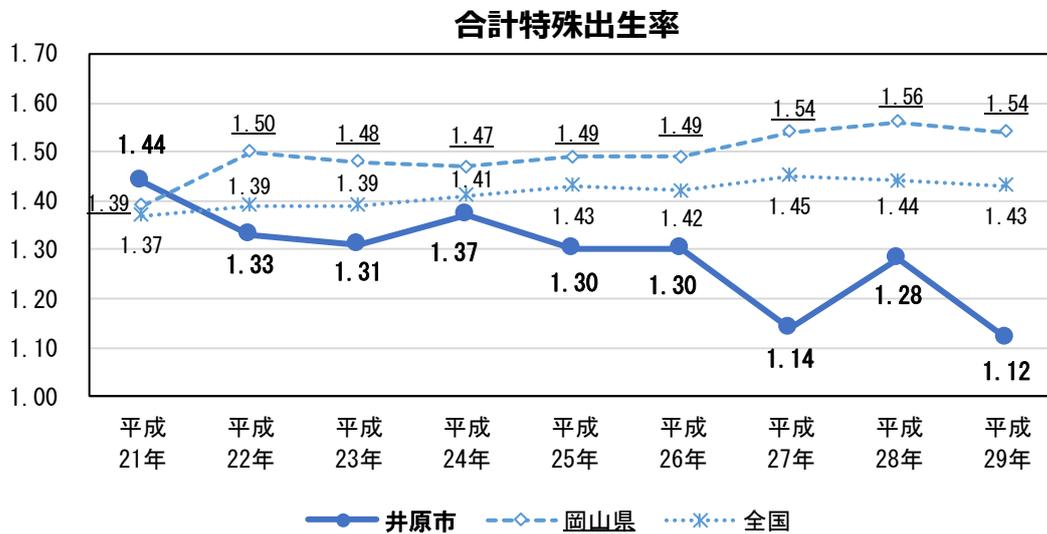
出生数は緩やかに減少しており、平成29年には189人となっています。

また、合計特殊出生率については、岡山県及び全国を下回る水準で推移しており、平成29年には1.12となっています。



資料：人口動態調査

※出生率とは、一定人口に対するその年の出生数の割合のことで、人口千人当たりの出生数を指します。

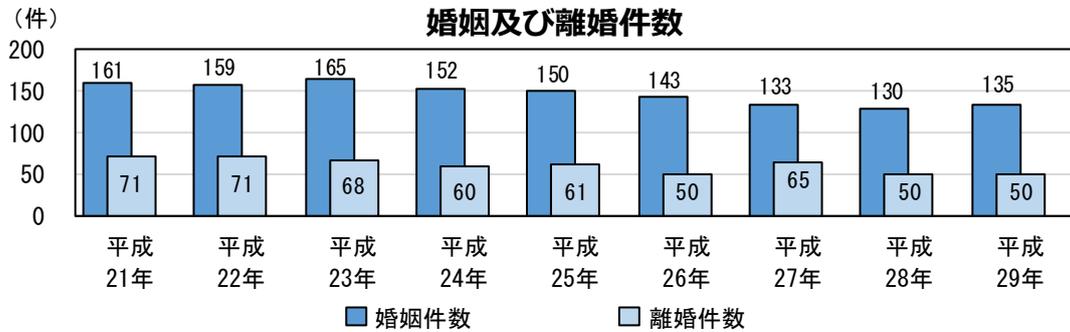


資料：人口動態調査

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数とされています。

#### (4) 婚姻の動向

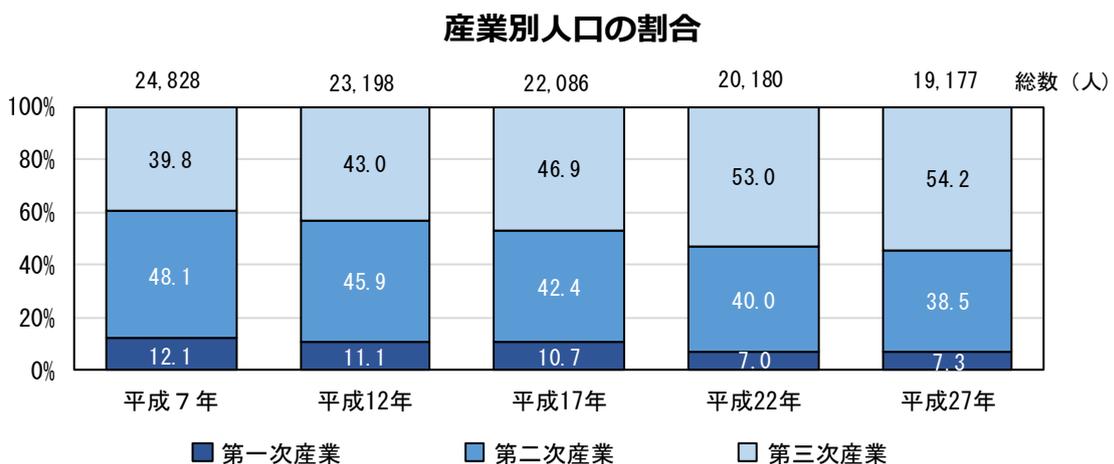
婚姻及び離婚件数は増減を繰り返しており、平成29年には、婚姻件数は135件、離婚件数は50件となっています。



資料：人口動態調査

#### (5) 産業構造

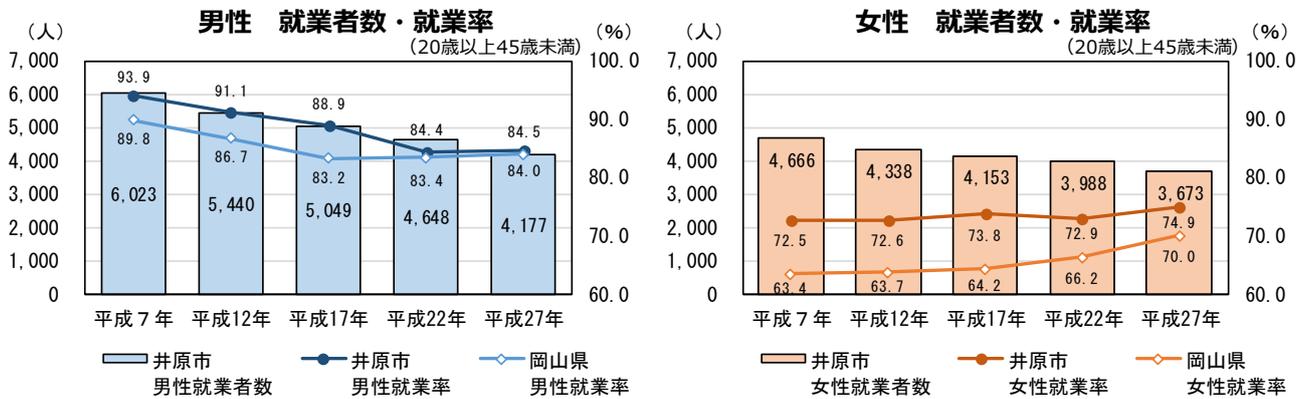
本市の産業別就業人口は、第一次産業と第二次産業において急激に減少しています。その一方で、第三次産業人口は増加しており、平成27年では、54.2%となっています。サービス産業が中心である第三次産業に従事する場合は、消費者のニーズに合わせ、土日や祝日の勤務があるなど、親が子どもとともに過ごす時間に影響を与えることが考えられます。



資料：国勢調査

## (6) 子育て世代の就労状況

本市の子育て世代（20歳以上45歳未満）の就業率は、岡山県の実績と比較すると、特に女性が  
高い水準となっており、保育の必要性がある割合が高いことが考えられます。

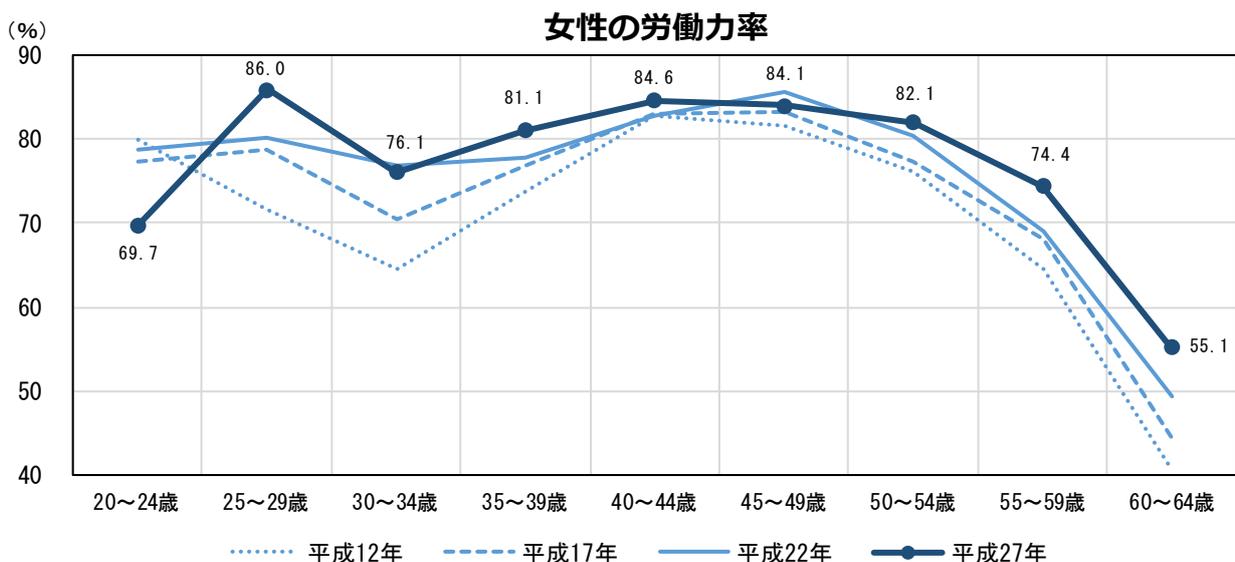


資料：国勢調査

## (7) 女性の就業状況

一般に、わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の比率）は、  
20歳代後半から30歳代前半に低下し、その後40歳代後半まで上昇するというM字型となる傾向に  
あります。このことは、多くの女性が20歳代後半から30歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、  
子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

女性の労働力率について、5歳階級別に平成12年と平成27年を比較すると、特に30歳から34歳  
にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、20歳代後半から30歳代の女性の労働市場への  
進出が進んでいると考えられます。

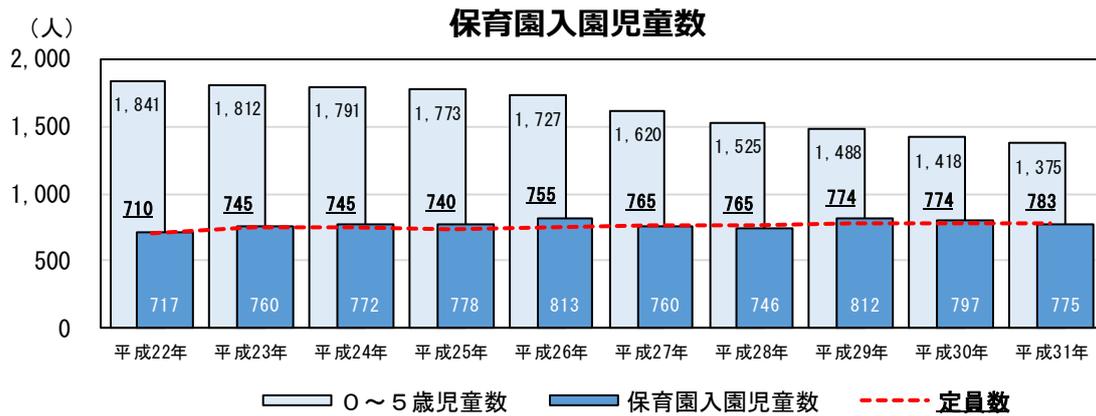


資料：国勢調査

## (8) 保育の状況

保育園入園児童数は平成 29 年まで増加していましたが、それ以降は減少に転じており、平成 31 年には 775 人（0～5 歳児童数：1,375 人）となっています。

しかしながら、令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、今後、入園希望者は増加することが考えられます。



資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

平成 31 年 4 月 1 日現在の乳幼児の保育状況は、0 歳児では 22.1%、1～2 歳児では半数以上が保育園に通っています。

また、3 歳児以上では 9 割以上が幼稚園か保育園のいずれかの施設に通っています。

### 乳幼児の保育状況

区分	保育園	幼稚園	家庭等	合計	保育園入園率	幼稚園入園率
0 歳	48 人		169 人	217 人	22.1%	
1 歳	119 人		89 人	208 人	57.2%	
2 歳	166 人		67 人	233 人	71.2%	
3 歳	148 人	61 人	13 人	222 人	66.7%	27.5%
4 歳	132 人	95 人	6 人	233 人	56.7%	40.8%
5 歳	162 人	93 人	7 人	262 人	61.8%	35.5%
合計	775 人	249 人	351 人	1,375 人	56.4%	18.1%

資料：子育て支援課、学校教育課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

## (9) 妊娠届出の状況

妊娠届出数は平成 26 年度から平成 30 年度は増減を繰り返しています。国の「健やか親子21」が推奨する 11 週以内の届出が9割以上となっています。

妊娠届出の状況

区分	届出数	11 週以下	12～21 週	22～27 週	28 週以上	不詳
平成 26 年度	205 件	194 件	8 件	2 件	0 件	1 件
		94.6%	3.9%	1.0%	0.0%	0.5%
平成 27 年度	214 件	200 件	12 件	1 件	1 件	0 件
		93.5%	5.6%	0.5%	0.5%	0.0%
平成 28 年度	202 件	187 件	12 件	1 件	1 件	1 件
		92.6%	5.9%	0.5%	0.5%	0.5%
平成 29 年度	219 件	202 件	11 件	3 件	2 件	1 件
		92.2%	5.0%	1.4%	0.9%	0.5%
平成 30 年度	201 件	187 件	14 件	0 件	0 件	0 件
		93.0%	7.0%	0.0%	0.0%	0.0%

資料：保健事業の概要（健康医療課）

※健やか親子21：母子の健康水準を向上させるための様々な取組を推進する国民行動計画

## (10) 新生児・未熟児・乳児訪問の状況

赤ちゃんが生まれた家庭すべてを保健師が訪問し、体重測定や健康状態の確認、育児相談等を行い、赤ちゃんの健やかな成長と保護者の育児を支援しています。

新生児・未熟児・乳児訪問の状況

※延べ件数

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
新生児（未熟児を除く）	89 件	57 件	62 件	104 件	101 件
未熟児	21 件	20 件	22 件	11 件	35 件
乳児（新生児・未熟児を除く）	145 件	146 件	171 件	133 件	131 件

資料：保健事業の概要（健康医療課）

※新生児：出生から満 28 日未満の児

※未熟児：出生時の体重が 2,500 g 未満、在胎週数 37 週未満、養育医療を必要とする、いずれかに該当する児

※乳児：出生から満 1 歳未満の児

## (11) 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健康診査は、訪問や事業等の開催の際に受診勧奨を行っているほか、都合により受診できない場合は翌月等の受診日を案内したり、きょうだいの健診日に合わせて受診してもらうなど臨機応変な対応を行っています。平成30年度では、4か月児健康診査が94.3%、1歳6か月児健康診査が96.3%、2歳児健康診査が99.6%、3歳児健康診査が98.6%となっています。

また、長期間に渡る未受診者には、家庭や乳幼児が通う保育園、幼稚園等への訪問等を行い、状況把握に努めています。

乳幼児健康診査受診率

(単位：%)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月児健康診査	96.2	96.6	96.3	98.0	94.3
1歳6か月児健康診査	97.3	97.2	98.0	97.0	96.3
2歳児健康診査	94.9	99.6	94.3	96.0	99.6
3歳児健康診査	97.5	97.8	95.4	94.8	98.6

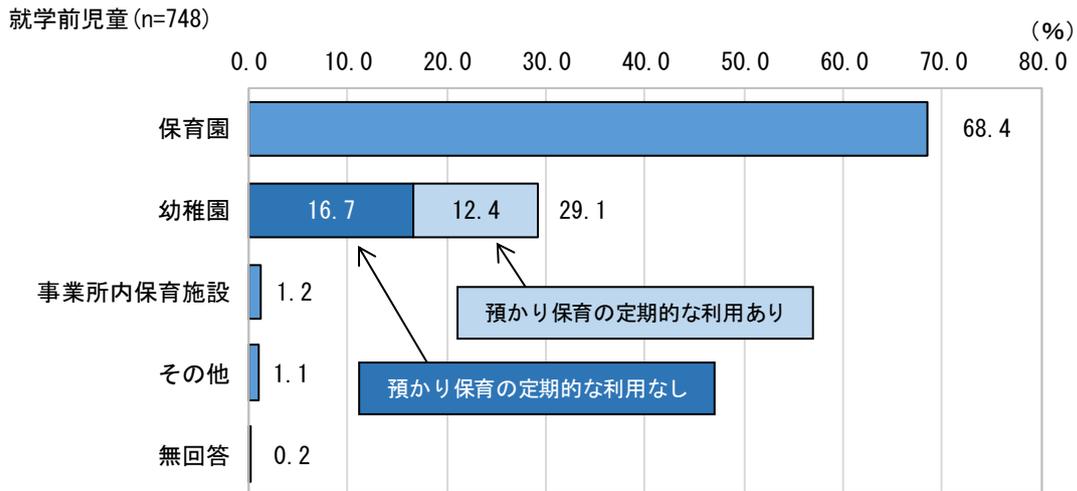
資料：保健事業の概要（健康医療課）



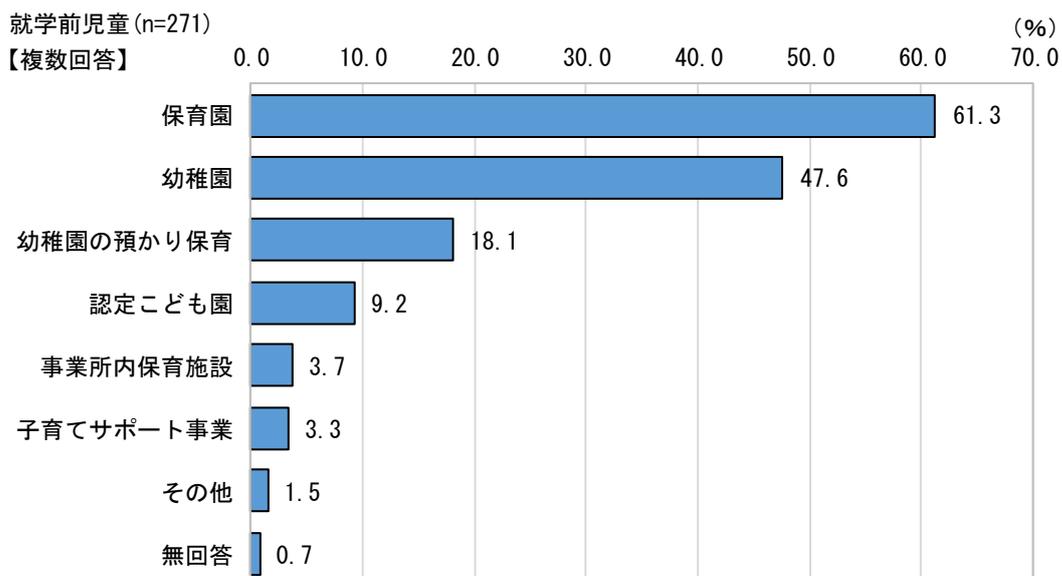
## 2 アンケート調査からみた状況

### (1) 平日保育（保育園、幼稚園など）の利用状況と今後の利用希望

現在、平日に保育園、幼稚園などを定期的にご利用していると答えた人に、利用している事業について聞いたところ、「保育園」が最も多く 68.4%、次いで「幼稚園」が 29.1%、そのうち幼稚園の預かり保育を定期的にご利用している人は、12.4%となっています。

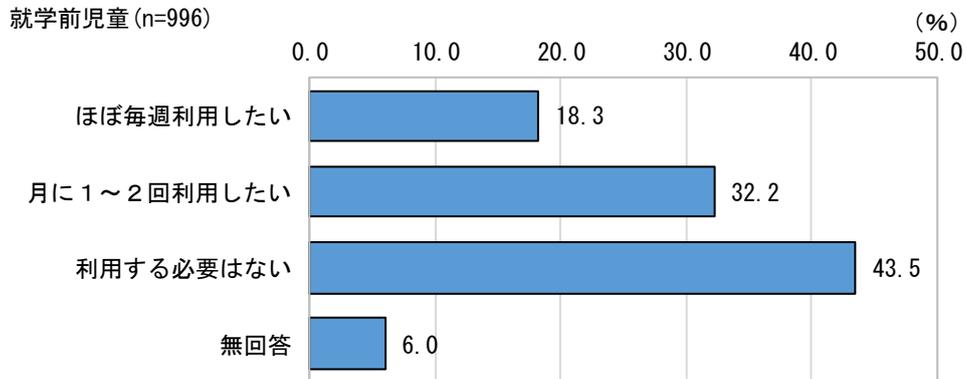


また、現在、平日に保育園、幼稚園などの利用希望はあるが利用していないと答えた人（現状からの変更希望がある人も含む）に、利用したい事業について聞いたところ、「保育園」が最も多く 61.3%、次いで「幼稚園」が 47.6%、「幼稚園の預かり保育」が 18.1%となっています。

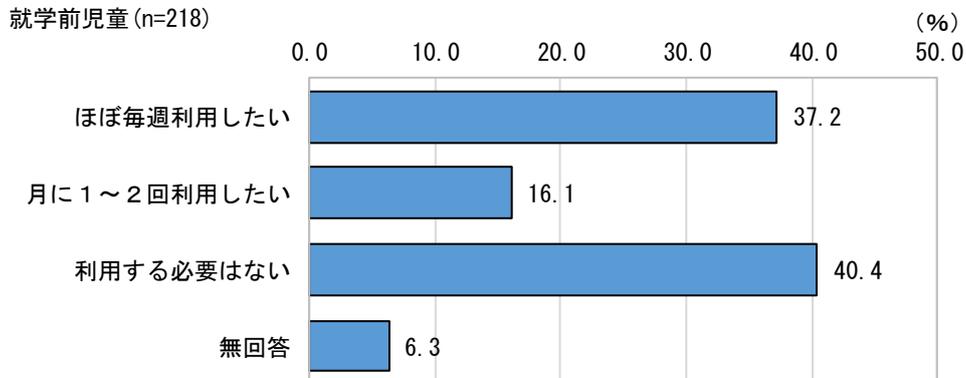


## (2) 土曜日や長期休暇中における保育園、幼稚園などの利用希望

土曜日における、保育園・幼稚園などの利用希望の有無は、「利用する必要はない」が最も多く 43.5%、次いで「月に1～2回利用したい」が 32.2%、「ほぼ毎週利用したい」が 18.3%となっています。



また、現在、幼稚園を定期的に利用している人に、春・夏・冬休みなどの長期休暇中の利用希望の有無について聞いたところ、「利用する必要はない」が最も多く 40.4%、次いで「ほぼ毎週利用したい」が 37.2%、「月に1～2回利用したい」が 16.1%となっています。

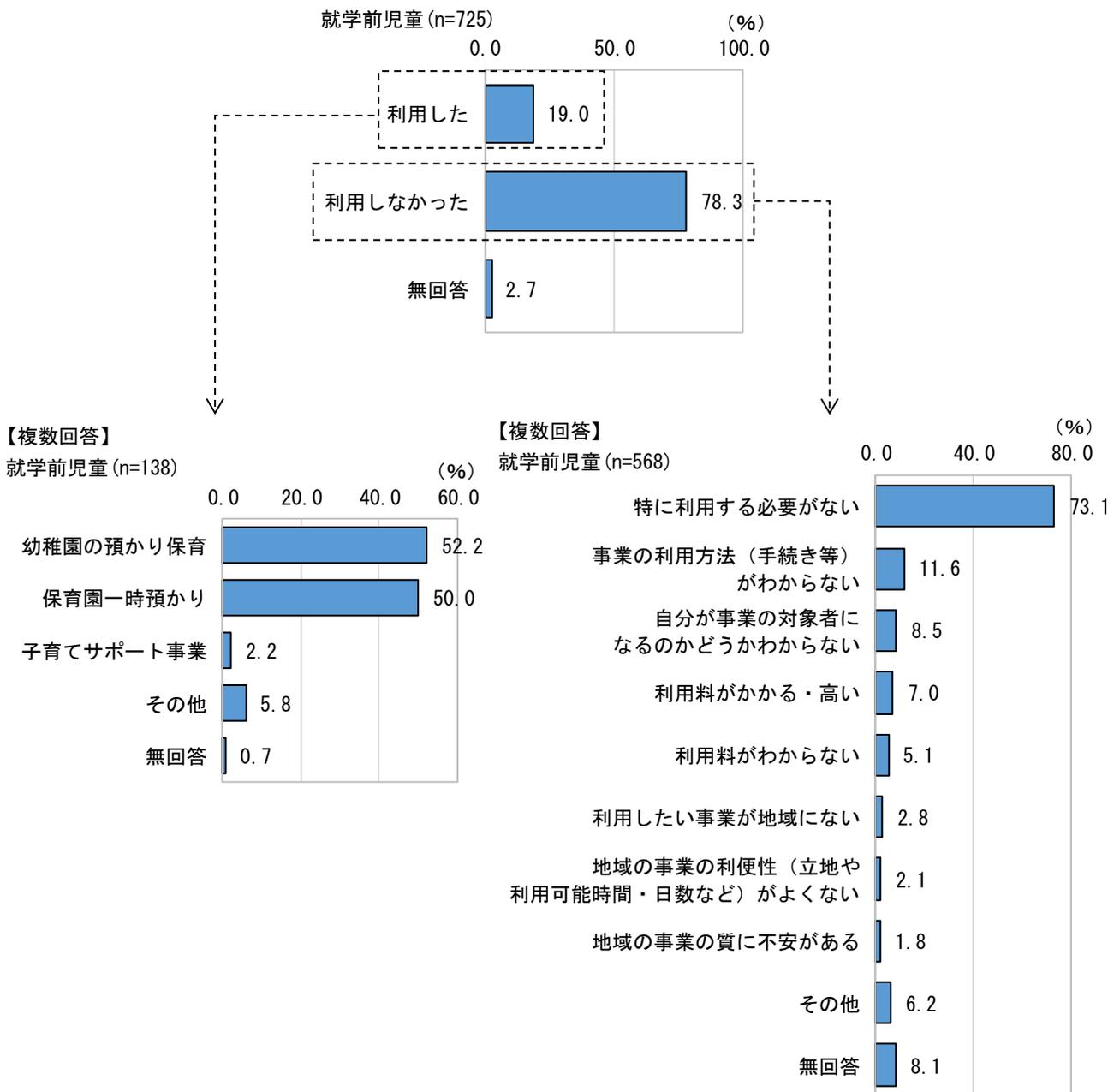


### (3) 保育園、幼稚園などの不定期な利用や一時預かり等の利用状況

この1年間に、冠婚葬祭、親の通院、不規則の就労、リフレッシュ等の目的による、不規則な利用の有無は、「利用した」が19.0%、「利用しなかった」が78.3%となっています。

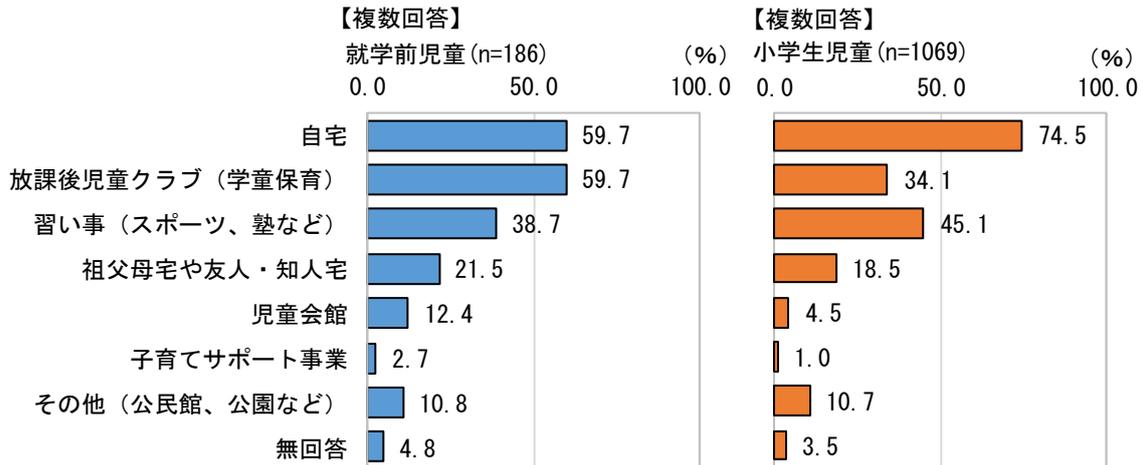
また、不規則に利用した人に、利用した事業について聞いたところ、「幼稚園の預かり保育」が最も多く52.2%、次いで「保育園一時預かり」が50.0%、「子育てサポート事業」が2.2%となっています。

さらに、不規則に利用した事業がない人に、利用しなかった理由について聞いたところ、「特に利用する必要がない」が最も多く73.1%、次いで「事業の利用方法（手続き等）がわからない」が11.6%、「自分が事業の対象者になるのかどうかかわからない」が8.5%、「自分が事業の対象者になるのかどうかかわからない」が8.5%となっています。



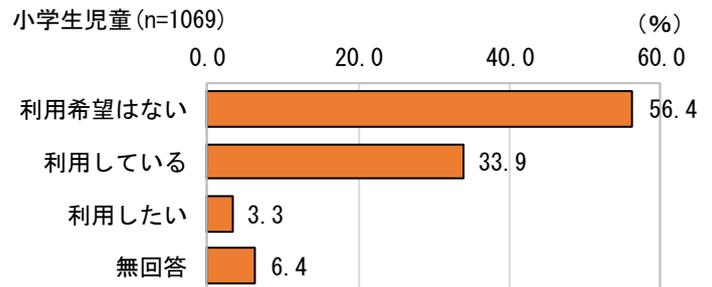
#### (4) 放課後の過ごし方

就学前児童をもつ保護者に、小学校に入学後の放課後の過ごし方について聞いたところ、「自宅」、「放課後児童クラブ(学童保育)」が最も多く59.7%、次いで「習い事(スポーツ、塾など)」が38.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.5%、小学生児童では「自宅」が最も多く74.5%、次いで「習い事(スポーツ、塾など)」が45.1%、「放課後児童クラブ(学童保育)」が34.1%となっています。

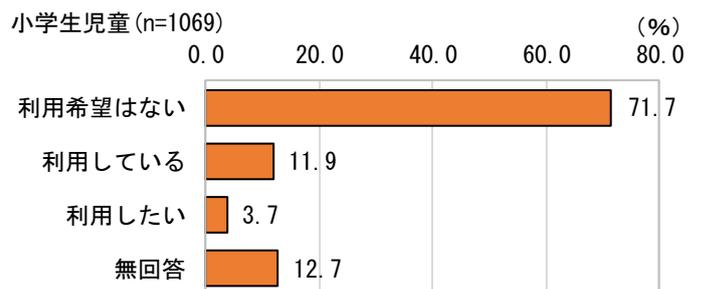


#### (5) 今後の放課後児童クラブの利用希望

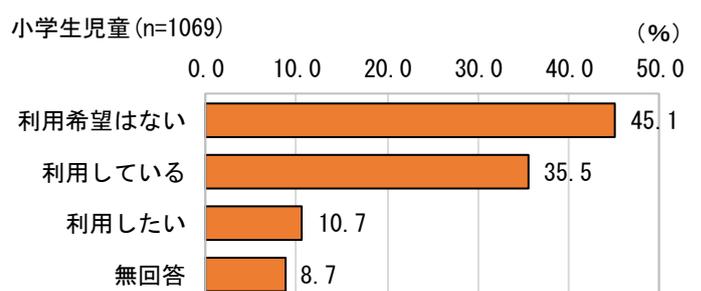
平日の放課後児童クラブの利用希望は、「利用希望はない」が最も多く56.4%、次いで「利用している」が33.9%、「利用したい」が3.3%となっています。



土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、「利用希望はない」が最も多く71.7%、次いで「利用している」が11.9%、「利用したい」が3.7%となっています。

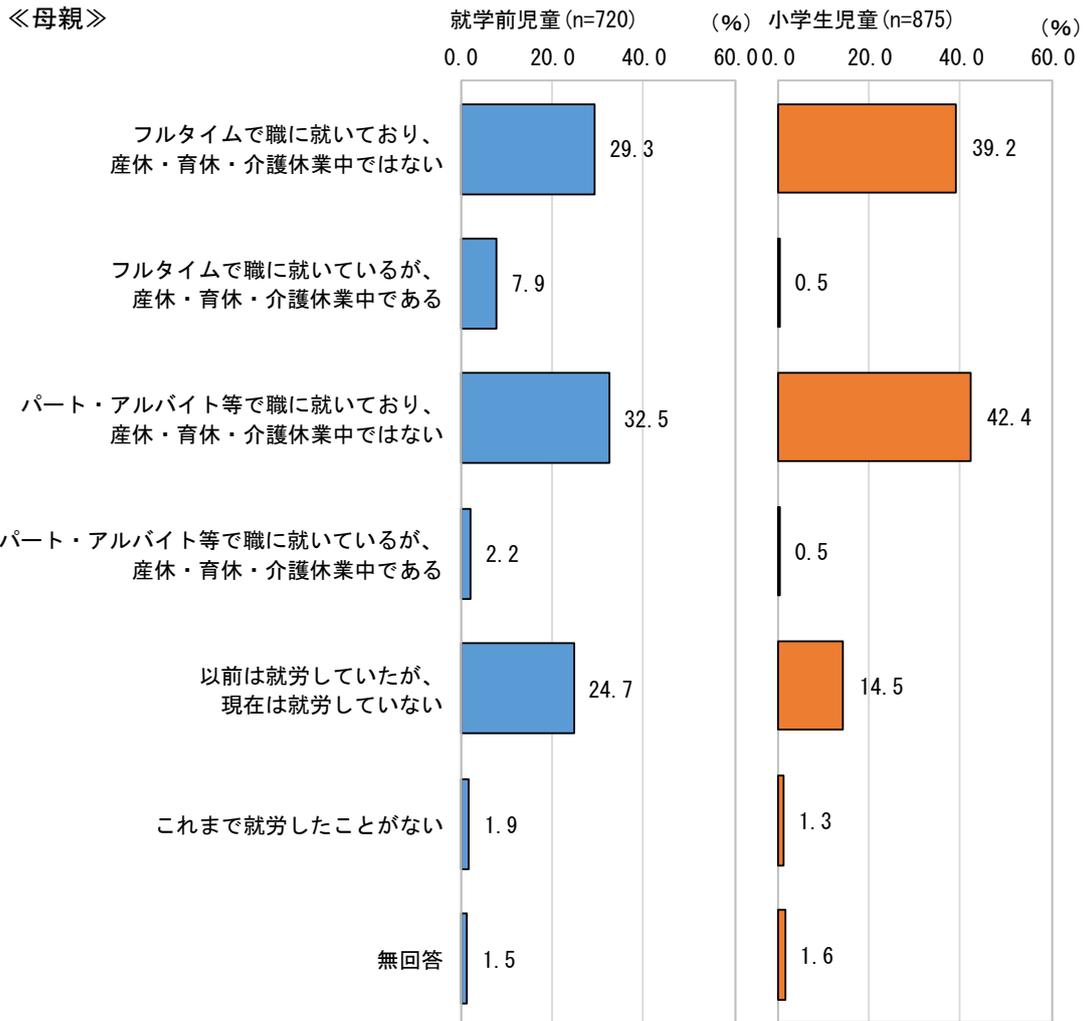


長期休暇中(春・夏・冬休み)の放課後児童クラブの利用希望は、「利用希望はない」が最も多く45.1%、次いで「利用している」が35.5%、「利用したい」が10.7%となっています。



## (6) 就労状況

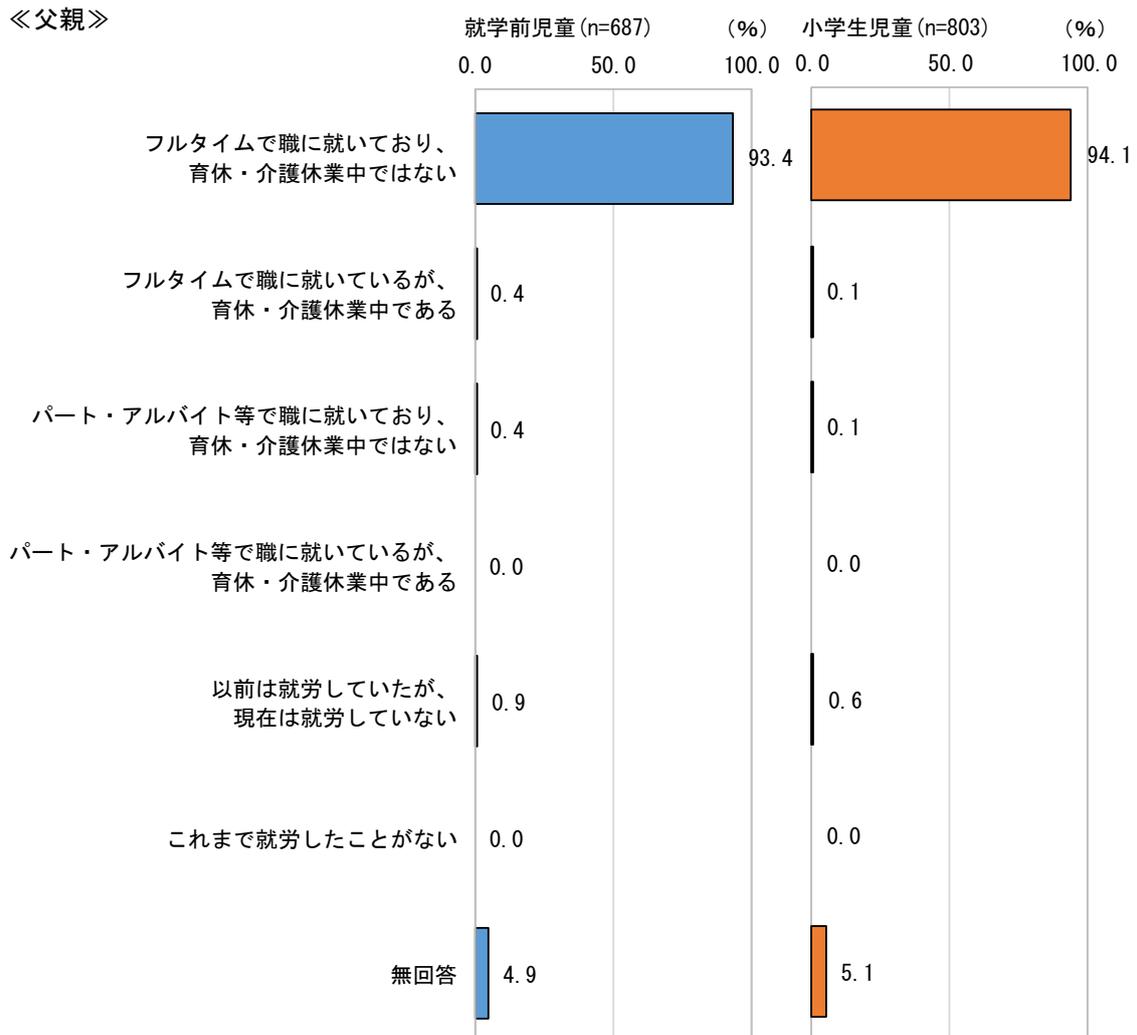
母親の就労状況は、就学前児童、小学生児童いずれも「パート・アルバイト等で職に就いており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.5%と42.4%、次いで「フルタイムで職に就いており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.3%と39.2%、次いで「フルタイムで職に就いており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.3%と39.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が24.7%と14.5%となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

※パート・アルバイト等：フルタイム以外

父親の就労状況は、就学前児童、小学生児童いずれも「フルタイムで職に就いており、育休・介護休業中ではない」が最も多く、93.4%と94.1%となっています。



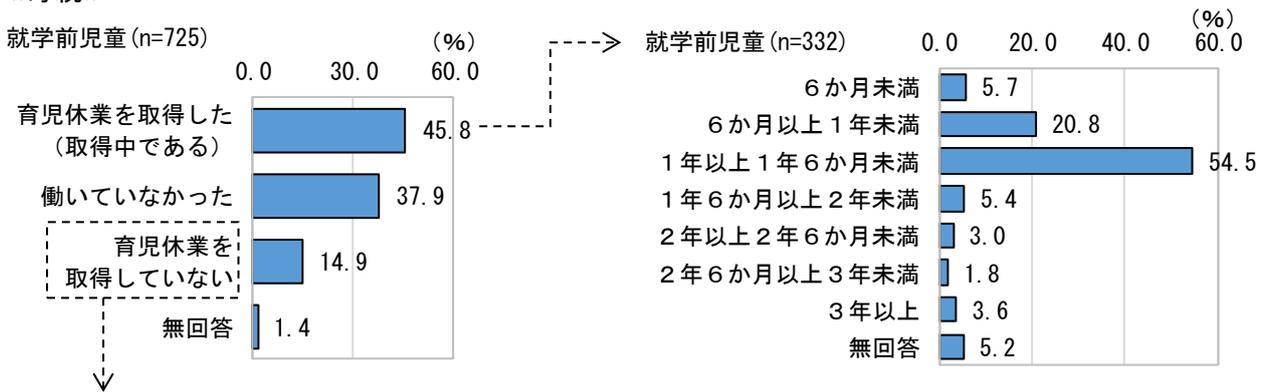
## (7) 育児休業の取得状況

子どもが生まれた時、母親の育児休業の取得の有無は、「取得した(取得中である)」が最も多く 45.8% となっています。

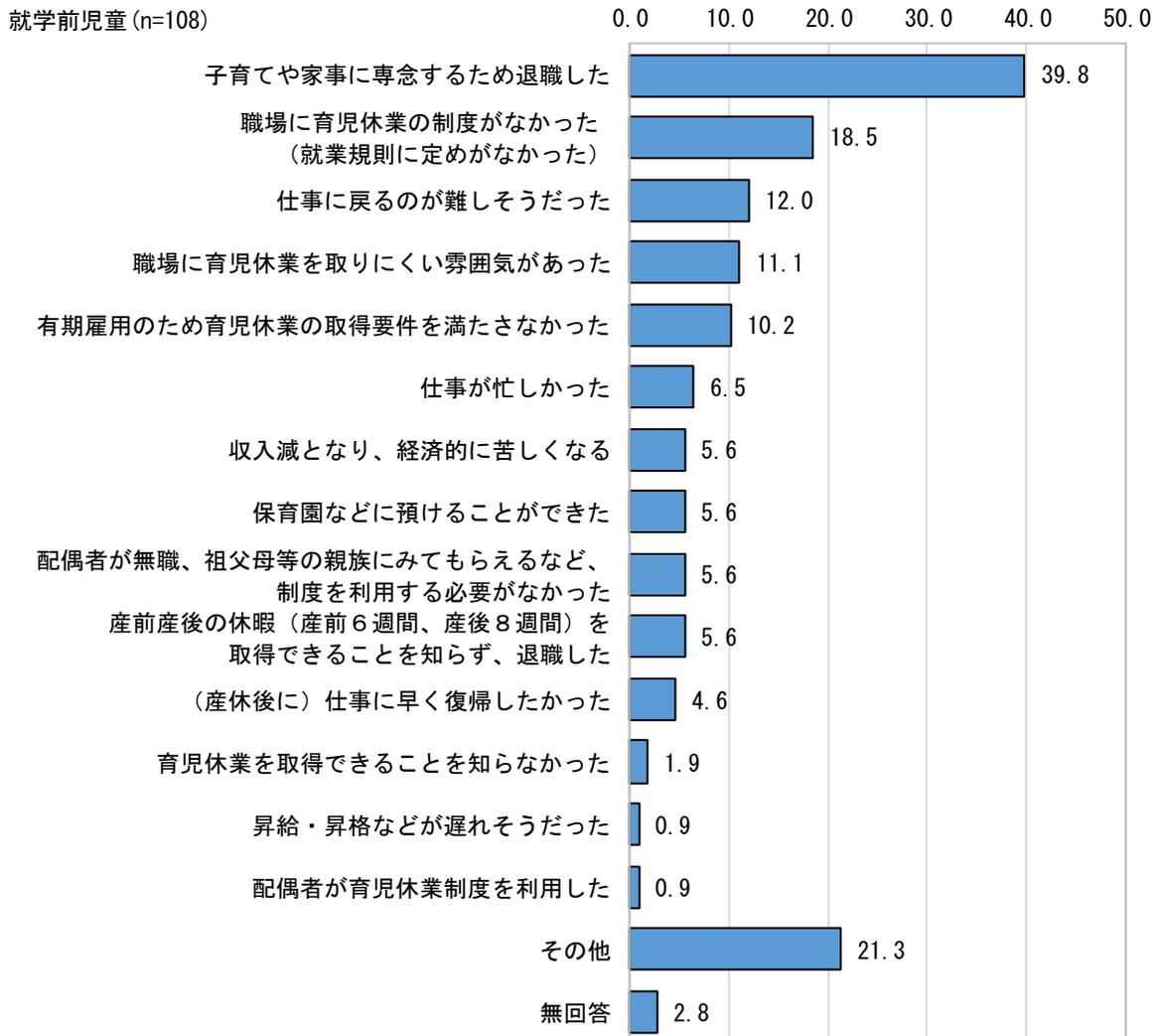
また、育児休業を取得した(取得中である)母親に、取得期間について聞いたところ、「1年以上1年6か月未満」が最も多く 54.5% となっています。

さらに、育児休業を取得していない母親に、取得していない理由について聞いたところ、「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く 39.8% となっています。

《母親》



【複数回答】

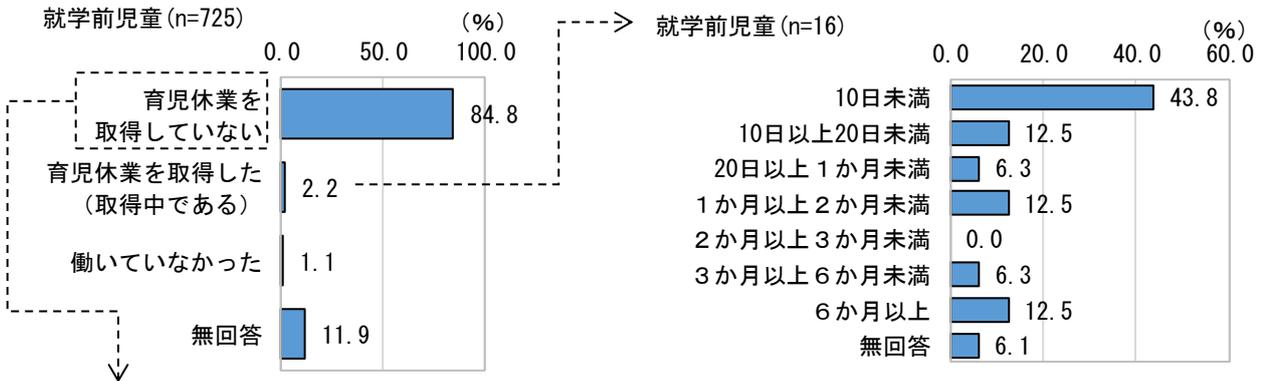


父親の育児休業の取得の有無は、「取得していない」が最も多く 84.8%となっています。

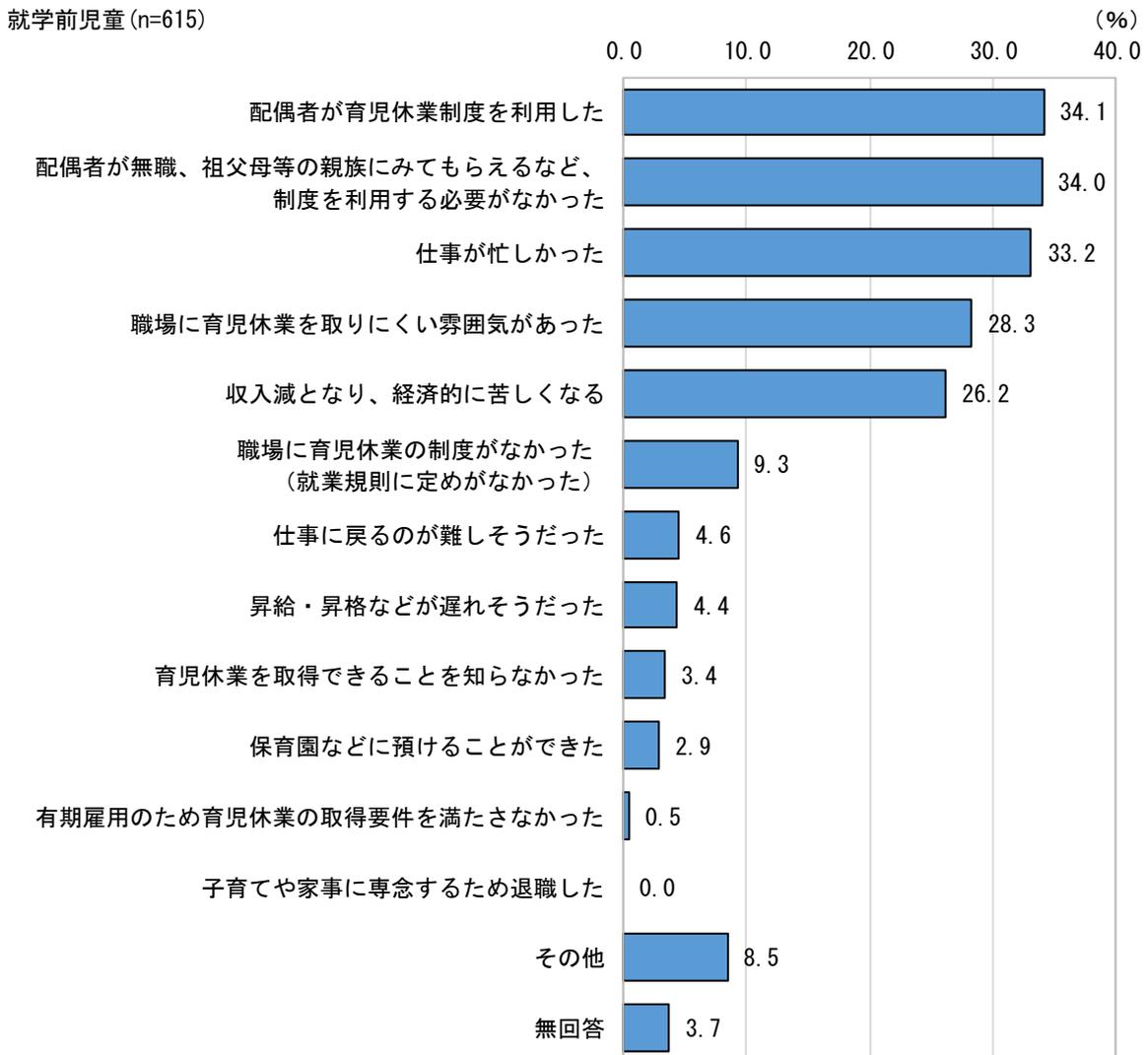
また、育児休業を取得した（取得中である）父親に、取得期間について聞いたところ、「10 日未満」が最も多く 43.8%となっています。

さらに、育児休業を取得していない父親に、取得していない理由について聞いたところ、「配偶者が育児休業制度を利用した」が最も多く 34.1%となっています。

《父親》



【複数回答】

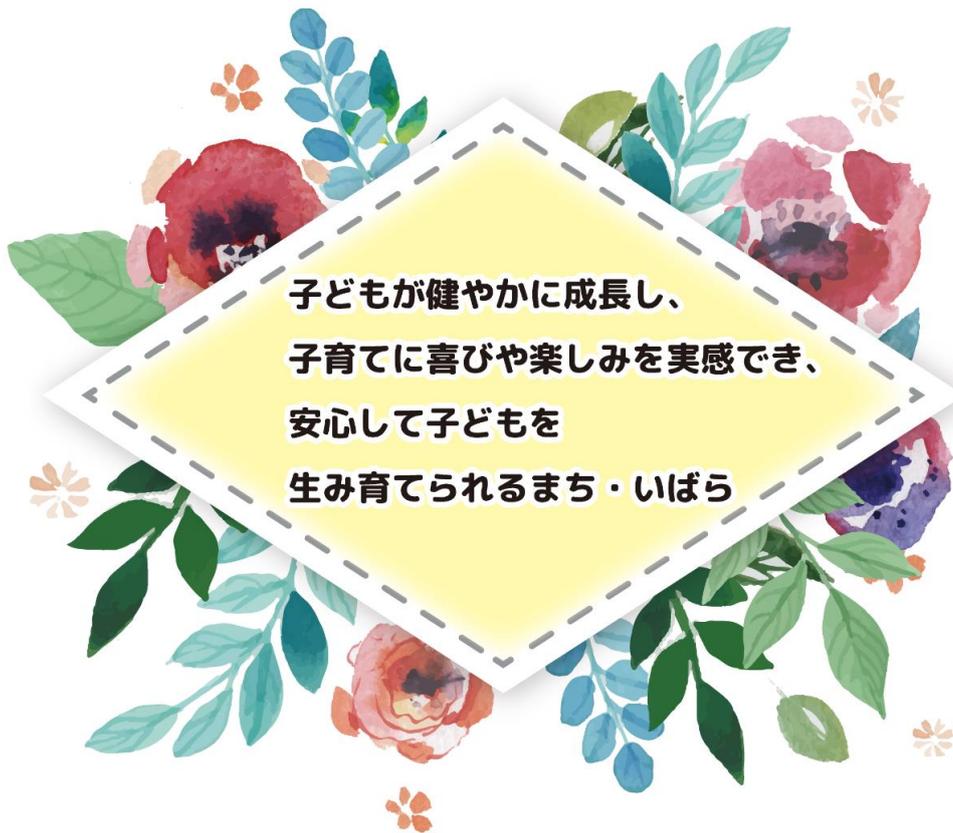


## 第2章

# 計画の基本的な方向

本計画の上位計画である「井原市第7次総合計画」では、将来像を「安全・安心・健康・便利なくらしができています」、「故郷を愛し、やさしい人が育っています」、「豊かな資源を大切に、創造・発展・発信しています」、「みんなでまちをつくっています」としています。そして、4つの将来像を実現するための本市のまちづくりの基本理念を「輝くひと 未来創造都市 いばら」と設定し、この基本理念を基に、市民・事業者・行政等、本市のすべての構成主体が、様々な取組を行っています。その中の基本目標である「子育てしやすく、誰もが生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり」を目標に子育て支援の充実や、教育、子育て家庭を取り巻く環境の向上を推進します。

### 1 基本理念



本計画では、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに喜びや楽しみを実感することができ、すべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるようなまちを目指し、第1期計画の基本理念である「子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感でき、安心して子どもを生き育てられるまち・いばら」を継承します。

## 2 基本目標

基本理念を実現するために、次に掲げる4項目を基本目標として設定します。

### (1) 子どもたちが健やかに育つまちづくり

子どもの心と体をはぐくみ、子どもたちが健やかに生まれ育つまちを目指し、妊娠や出産、子育て期間を通じて切れ目のない総合的な支援を推進します。

また、母子保健・医療・福祉・教育など関係機関の緊密な連携のもと、妊娠期から乳幼児期に至るまでの発達段階に応じた相談・支援体制や、保護者の育児不安の軽減、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、ライフステージに応じた施策を継続し、より一層の充実を図ります。

さらに、子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成に取り組み、子どもの生きる力を育成し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

### (2) 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が多い状況の中、多様な子育て支援体制の充実を図り、子どもを安心して生み育てることができるまちを目指します。

子育て支援体制の充実には、相談体制や情報提供体制の充実、本市独自の経済的支援施策を継続するほか、多様化するニーズに対応するため、幼稚園の預かり保育時間の延長を行うなど、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。また、障害児やひとり親家庭等、様々な家庭の状況に寄り添った支援の充実を図ります。

### (3) 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

地域は、子どもにとって社会性や自主性を培う重要な場であり、様々な体験や活動ができるような環境づくりを行い、地域ぐるみで子育てを行うまちを目指します。

多様な子育て資源の掘り起こしや地域における子どもの居場所づくり、人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、地域における子育て支援活動の充実を図ります。

また、自然体験・社会体験・運動・遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

### (4) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

豊かな自然環境の中で、子どもや子育て家庭が安全・安心に暮らすことができるまちを目指し、子育てに配慮した環境の整備や情報提供、安心して定住できる環境づくりに努めます。

また、地域や関係機関と協力し、子どもを事故や犯罪等から守るため、交通安全対策や犯罪の被害から守る活動など、地域全体で子どもを見守る活動の推進を図ります。

### 3 施策体系

#### 基本理念

子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを実感でき、安心して子どもを産み育てられるまち・いばら

#### 基本目標 1

子どもたちが健やかに育つまちづくり

基本施策（1）子どもと親の健康づくり

基本施策（2）子どもの健やかな成長

基本施策（3）児童虐待・いじめ防止対策の充実

#### 基本目標 2

子どもを安心して産み育てられるまちづくり

基本施策（1）子育て相談体制の充実

基本施策（2）多様な子育て支援サービスの充実

基本施策（3）障害児支援の促進

基本施策（4）経済生活支援の充実

基本施策（5）ひとり親家庭等の自立支援

基本施策（6）子育てと仕事の両立

#### 基本目標 3

地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

基本施策（1）子育て支援のネットワークづくり

基本施策（2）地域における子育て支援の体制づくり

基本施策（3）子どもの健全育成のための活動の推進

#### 基本目標 4

子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

基本施策（1）ぬくもりの伝わる環境整備

基本施策（2）快適な生活環境の整備

基本施策（3）子どもの安全の確保

## 主な施策

①総合的なサービスの提供 ②母子保健事業の充実 ③発達段階に応じた相談体制の充実  
④食育の推進 ⑤小児生活習慣病予防の推進 ⑥不妊・不育治療費助成の充実 ⑦小児救急医療の確保

①幼児教育の推進 ②生きる力を養う教育の推進 ③思春期保健対策 ④次代の親の育成

①児童虐待の未然防止対策 ②関係機関・地域との連携強化 ③いじめ問題対策の推進

①相談体制の充実 ②情報提供体制の充実

①乳幼児保育の充実 ②延長保育の充実 ③一時預かりの充実 ④休日保育の整備  
⑤病（後）児保育の充実 ⑥園舎の建設整備 ⑦幼稚園の3歳児教育の充実  
⑧幼稚園児の預かり保育の充実 ⑨職員の資質及び専門性の向上 ⑩施設のあり方の検討

①障害児相談体制の充実 ②情報提供体制の充実 ③療育体制の充実  
④身体障害・知的障害児童年金等の支給

①医療費、教育費の負担軽減 ②保育料の負担軽減

①経済生活支援の充実 ②ひとり親家庭の相談体制の充実

①多様な働き方の実現 ②男女共同参画社会の実現

①地域社会全体の気運の醸成 ②地域子育て支援センターの充実 ③子育て支援ネットワークの充実  
④子育てサポート事業の推進 ⑤地域における子育て支援活動の充実

①母親クラブの充実 ②幼児教育学級・家庭教育学級等の充実  
③放課後子ども教室等による交流・学習機会の提供 ④子育てサポーターの養成  
⑤放課後児童クラブの充実 ⑥児童会館 ⑦つどいの広場 ⑧保育園・幼稚園の地域開放

①子ども会・少年団の育成、支援 ②青少年の健全育成 ③有害環境対策の推進  
④文化・スポーツ活動団体の支援 ⑤子誉め条例による顕彰

①子育てに配慮した環境の整備 ②子どもの遊び場の確保と整備

①住環境の整備 ②社会基盤（道路・交通網、上下水道）の整備

①子どもの年齢に応じた交通安全指導・交通安全を確保するための活動の推進  
②子どもを犯罪等から守るための活動の推進

## 第3章

## 計画の基本施策

## 基本目標1 子どもたちが健やかに育つまちづくり

## 基本施策（1）子どもと親の健康づくり

## 現状と課題

核家族化の進展、女性の社会進出や、非婚化・晩婚化等による少子化が深刻化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。子ども同士や親同士の交流機会の減少等により、妊娠・出産・育児に関する身近な相談相手や支援者が少ないため、保護者が育児不安や産後うつ、虐待などに陥りやすくなっており、妊娠、出産に関する悩みへのきめ細かな対応や環境づくりが求められています。

## 主な施策

## ①総合的なサービスの提供

健康教育、各種相談事業や家庭訪問事業については、専門性を生かしながら、医師会、歯科医師会の協力を得て事業を実施しています。

平成30年度には子育て世代包括支援センターを設置し、平成31年度には産婦健康診査の助成を開始しており、母子保健の環境整備に努めています。

今後も引き続き、保健・福祉・医療・教育等などの関係機関の緊密な連携のもと、切れ目のない、効率的、効果的な事業を展開し、総合的なサービスを提供します。

## 【主な取組】

- ・子育て世代包括支援センター事業

## ②母子保健事業の充実

妊娠・出産・育児に不安を抱えたまま出産し、支援者が少ない中で孤立した状態で子育てをする保護者が増えています。安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに育つよう、健康診査や相談事業等により妊娠期から乳幼児期まで、切れ目のない支援を行い、対象者の支援に努めるとともに、職員のスキルアップに向けた取組を実施し、母子保健事業の充実を図ります。

## 【主な取組】

- ・妊婦・産婦・乳幼児健康診査事業
- ・乳幼児予防接種事業
- ・マタニティセミナー
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・産後ママあんしんケア事業

### ③発達段階に応じた相談体制の充実

妊娠前から幼児期に至るまで、保護者が子どもの成長・発達に応じた相談ができるよう、各種専門員の配置等を行い、相談体制の充実強化に努めています。

子どもの成長・発達に沿った相談体制を継続するとともに、学童期以降の相談体制の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ・妊婦健康相談事業
- ・ベビーセミナー
- ・妊婦・産婦・乳幼児健康診査事業
- ・幼児健康診査に併せた発達相談事業
- ・要観察児教室（きらり広場）事業
- ・つどいの広場事業
- ・児童会館運営事業
- ・子育て世代包括支援センター事業
- ・児童相談・教育相談（教育相談室）

### ④食育の推進

妊産婦期・乳幼児期・学童期・思春期と、ライフステージ別に事業を展開しています。

幼少期からの正しい食習慣・生活習慣の定着を図るとともに、その保護者の健康づくり意識の向上を図ることを目的に、保育園や幼稚園等と連携して「笑顔の食育参観日」を実施し、親子に食に関する学習の機会を提供しています。

市民一人ひとりが食育に関する取組を実践することができるよう、妊産婦期からライフステージに応じた食に関する知識や食生活に関する情報を提供するとともに、食育に取り組むことができる環境を整備します。

#### 【主な取組】

- ・クッキングセミナー
- ・離乳食教室（ごっくん教室・かみもぐ教室）
- ・笑顔の食育参観日
- ・親子料理教室
- ・小学校～高等学校の食育教室

### ⑤小児生活習慣病予防の推進

健診の実施結果に基づき、問題のある児童・生徒に対して生活習慣の指導（養護教諭等による指導）を行っていますが、中学生男女において指導等を必要とする生徒の数が増加傾向にあるため、今後も継続して実施する必要があります。

学校での保健の授業の中で、自分の健康に関心を持たせ、生涯にわたって健康な生活が実践できる子どもの育成を図ります。

## ⑥不妊・不育治療費助成の充実

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については、保険適用がされないため経済的負担があること、また、出生数の減少に歯止めをかける対策の一つとしても有効であることから、不妊治療費の一部助成を行っています。

近年の晩婚化・晩産化、医療の高度化に伴い、不妊治療を受ける人の年齢は上昇し、不妊治療における治療費が高額化し、対象者の負担が増大している現状があることから、市の助成内容を拡大し、対応しています。

また、不育症（妊娠しても流産等で子どもが育たない）により子どもを持つことが困難な夫婦に対し、専門の医療機関で医療保険外の不育治療を受けた場合に治療費の一部助成を行っています。

今後も安心して妊娠・出産に臨むことができるよう、より一層周知に努め、妊娠・出産への相談・経済的支援を実施します。

### 【主な取組】

- ・不妊治療費助成事業
- ・不育治療費助成事業

## ⑦小児救急医療の確保

少子高齢化、人口減少が進む中、小児医療を取り巻く社会資源も脆弱な状況にあり、持続的な地域医療の提供が課題となっています。

市民が安心して、必要なときに適切な医療を受けることができるよう、救急医療（小児救急含む）等についての普及啓発や、「子育て応援ブック」の作成・配布、小冊子「赤ちゃんと子どもの応急手当て」の配布など、医療が必要なときに適切な対応ができるための情報提供を行っています。

また、小児救急医療電話相談「#8000」や救急医療アプリ「Q助」について、市広報への掲載や、啓発グッズの配布をするなど、積極的な周知を行っています。

今後も医師会や協力病院等と連携しながら、かかりつけ医の普及を図るとともに、病気やけがの状態に応じて、必要なとき必要な場所で適切に医療が受けられるよう、県や圏域の市町と連携し小児救急医療の確保に努めます。

また、医療機関の効率的運用の観点から、小児救急医療電話相談「#8000」や救急医療アプリ「Q助」の利用を含めた適正受診に関する啓発に努めます。

### 【主な取組】

- ・在宅当番医制事業
- ・二次救急医療体制整備事業
- ・救急医療適正利用普及啓発事業

## 基本施策（2）子どもの健やかな成長

### 現状と課題

情報化、少子高齢化、核家族化など子どもを取り巻く状況が大きく変化する中で、家庭や地域の教育力低下により、子どもたちの基本的生活習慣の乱れや規範意識の低下など、様々な問題への対応が大きな課題となっています。また、情報化の進展等により、スマートフォンなどによる新たなコミュニケーション手段の創出や利便性の向上がみられる一方で、地域の人や自然文化、異年齢児の子どもとふれあう機会が少なくなっており、こうした体験活動の不足やコミュニケーション能力の低下が問題となっています。

すべての子どもが心身ともに健やかに育つために、子どもを中心と捉えつつ、子育て家庭を社会全体で支えていく施策を充実させ、社会参加や地域づくりを推進する必要があります。

### 主な施策

#### ①幼児教育の推進

子どもの自発性や社会性、道徳性、自立心、創造力の芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの特性に応じた望ましい教育を行うとともに、遊具、教材などの充実に努めます。

また、「就学前教育検討委員会答申」や「新岡山県幼稚園教育振興計画」に基づき、保・幼・小の連携強化に努めるとともに、地域の子育て支援の拠点としての役割を持つ地域に開かれた幼稚園づくりや、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育・保育の充実、就学前教育と小学校教育との連携・接続について推進します。

#### 【主な取組】

- ・保幼小接続事業

#### ②生きる力を養う教育の推進

自己実現を図るための学力向上『知』、他人を思いやるなどの豊かな人間性の育成『徳』、たくましく生きるための健康や体力の保持・増進『体』といった「生きる力」を育む学校づくりを推進します。

#### 【主な取組】

- ・いばらっ子伸びる学力支援事業
- ・ワーク・ライフキャリア教育推進事業
- ・地域とともにある学校づくり推進事業
- ・いばらっ子生活リズム向上プロジェクト

#### ③思春期保健対策

小・中学校や高等学校の養護教諭、愛育委員連合会等と連携し、喫煙や飲酒、薬物乱用防止や生活習慣病予防のための啓発等を目的としての健康教育を実施しています。

今後も、学校・地域等と連携し、思春期における健康づくりに関する正しい知識の普及啓発に努めます。

#### 【主な取組】

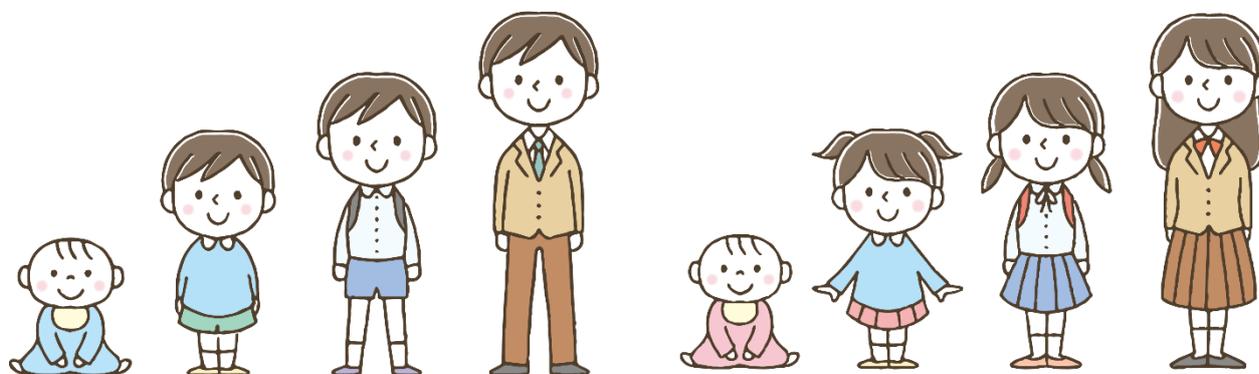
- ・ヘルスサポーター21事業
- ・次世代の親となる中・高校生のふれあい交流事業

#### ④次代の親の育成

次世代の親となる中・高校生に保育園や児童会館等の場を活用した乳幼児とふれあう場の提供を行い、将来、自立して家庭を築き、子どもを生き育てることへの意義や、いのちや家族の大切さを理解するための学習機会を設けています。今後も継続して講座やふれあいの場を提供します。

##### 【主な取組】

- ・次世代の親となる中・高校生のふれあい交流事業



## 基本施策（3）児童虐待・いじめ防止対策の充実

### 現状と課題

児童虐待は、核家族化や地域の人間関係の希薄化などによる保護者の子育てに関する様々な不安、悩み、孤立感が育児ストレスとなり、虐待の発生につながることがあります。

このため、保護者の不安や悩みを解消、解決できるように、地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止及び早期発見、支援体制の充実に努める必要があります。

また、いじめ問題については、今日の社会情勢の変化の中で複雑化・多様化しており、依然として大きな問題となっています。スマートフォン等を介してのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等によるいじめなど、新たな課題への対応も必要になっています。

### 主な施策

#### ①児童虐待の未然防止対策

妊娠・出産・育児等に関する様々な不安やストレス、悩みが早期に軽減・解消できるよう、育児支援を行う機関が相互に連携し、引き続き相談体制の充実に努めます。

さらに、乳幼児健診の受診状況などから、虐待の恐れのある児童の把握に努め、虐待の未然防止、早期発見に努めます。

#### 【主な取組】

- ・妊婦健康相談事業
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・ベビーセミナー
- ・乳幼児健康診査事業
- ・児童会館の相談体制の充実
- ・子育てアドバイザーの配置
- ・発達支援コーディネーターの配置

#### ②関係機関・地域との連携強化

児童虐待の未然防止や通告による早期発見に資するため、11月の児童虐待防止推進月間におけるPRをはじめ、継続的な児童虐待防止に関する広報活動を実施し、地域住民の意識を醸成します。

また、保健・福祉・教育・警察などの関係機関や関係団体で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、連絡調整や情報交換等の連携を図り、児童虐待防止対策等を協議するとともに、個別ケース会議においては、対象児童や保護者に関わりの深い地域の団体等に参画していただき、児童虐待防止や虐待のケースの解決に努めます。

今後も関係機関や地域との連携をさらに強化し、子どもとその家庭及び妊産婦等の支援体制の充実に努めます。

#### 【主な取組】

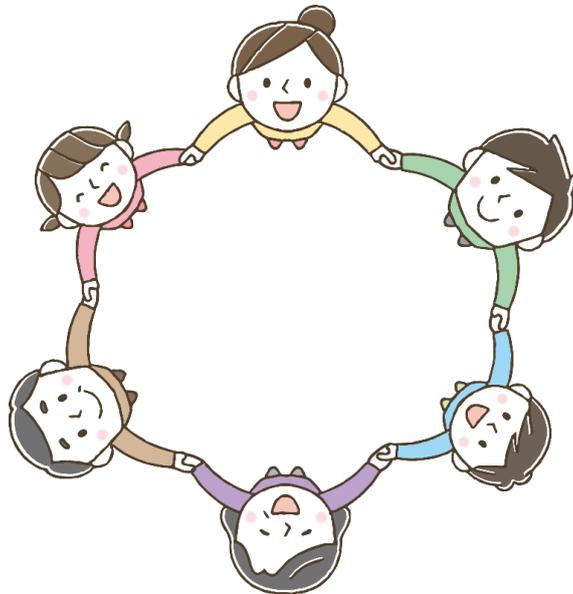
- ・要保護児童対策地域協議会の開催
- ・広報活動の実施
- ・児童相談所との情報共有

### ③いじめ問題対策の推進

本市では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び岡山県の「岡山県いじめ問題対策基本方針」を参考に、「井原市いじめ問題対策基本方針」を策定しており、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処など、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進します。

#### 【主な取組】

- いじめ問題対策連絡協議会の開催
  - スクールサポーター配置事業
  - 訪問カウンセリング事業
  - 落ち着いた学校づくり支援事業（hyper-QU 検査※）
- ※hyper-QU 検査・・・楽しい学校生活を送るためのアンケート調査



## 基本目標2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

### 基本施策（1）子育て相談体制の充実

#### 現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化により、妊娠・出産・育児に不安を抱えたまま出産し、支援者が少ない中で子育てをする保護者が増加しています。こうした状況の中、子育て中の保護者が、子育てに喜びを感じられるよう、相談・支援体制、多様化する保育ニーズに応えるための保育サービスの充実を図る必要があります。

また、発達障害の診断を受ける児童は年々増加しており、発達障害児や発達障害の疑いのある子どもを持つ親に対する相談・療育体制の充実を図る必要があります。

#### 主な施策

##### ①相談体制の充実

令和元年度から4館の児童会館に配置している児童厚生員を2名増員して各館3名体制とし、子育てに関する相談支援体制等の充実に努めています。

引き続き保健、福祉、医療、教育の各関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実に努め、子育てに関する悩みや不安を解消できるよう支援を行います。

#### 【主な取組】

- 子育て総合窓口（子育て支援課）
- 児童相談・教育相談（教育相談室）
- 要観察児教室（きらり広場）事業
- ひとり親相談
- つどいの広場事業
- 児童会館運営事業
- 保育コンシェルジュの配置
- 発達支援コーディネーターの配置
- こども発達支援センター（広域連携）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

##### ②情報提供体制の充実

「子育て応援ブック」、「いばらっ子イベントガイド」、「福祉のしおり」のほか、市広報、ホームページ、メール配信サービス、緊急告知端末器「お知らせくん」などあらゆる媒体を利用して子育てに関する情報提供を行っています。

今後も継続して実施し、より活用しやすい情報となるよう提供方法の充実を図ります。

## 基本施策（2）多様な子育て支援サービスの充実

### 現状と課題

家庭や地域における子育て力の低下、女性の社会進出等により、子育て支援ニーズは多様化しています。

アンケート調査では、保育園、幼稚園、幼稚園の預かり保育の利用希望がある保護者が多く、少子化が進む一方、未就学児の教育・保育のニーズ量は増加していることが伺えます。

増加かつ多様化する子育て支援ニーズに対応するとともに、きめ細かな保育サービスを提供するため、保育の質の向上も求められています。

### ■幼稚園の状況

平成31年4月1日現在

幼稚園名	在園児数			合計
	3歳児	4歳児	5歳児	
高屋幼稚園	1人	6人	7人	14人
大江幼稚園	1人	6人	7人	14人
稲倉幼稚園	0人	3人	3人	6人
県主幼稚園	3人	4人	3人	10人
木之子幼稚園	2人	8人	2人	12人
荏原幼稚園	3人	5人	7人	15人
西江原幼稚園	12人	14人	12人	38人
野上幼稚園	0人	1人	1人	2人
青野幼稚園	1人	3人	0人	4人
井原幼稚園	8人	7人	13人	28人
出部幼稚園	17人	23人	20人	60人
芳井幼稚園	2人	3人	10人	15人
美星幼稚園	11人	12人	8人	31人
合計	61人	95人	93人	249人

### ■保育園の状況

平成31年4月1日現在

保育園名	開所時間	定員	在園児数
甲南保育園	7:30~19:00	90人	100人
芳井保育園	7:30~19:00	45人	32人
いばら保育園	7:15~19:15	100人	101人
出部保育園	7:00~19:00	120人	91人
きのこ保育園	7:15~19:15	110人	114人
高屋南保育園	7:00~19:00	100人	111人
せいび保育園	7:00~19:00	50人	59人
いずみ保育園	7:00~20:00	70人	73人
せいび四季が丘保育園	7:00~19:00	80人	76人
美星保育園	7:30~19:00	12人	14人
つむぎキッズ	7:30~18:30	6人	4人
合計		783人	775人

## 主な施策

### ①乳幼児保育の充実

少子化が進む一方、保護者の就労形態の多様化、幼児教育・保育の無償化制度の開始等により、乳幼児保育の需要は増加しています。

乳幼児保育の充実には保育士の確保対策を継続して実施する必要があり、県や高梁川流域連携中枢都市圏との連携のもと、保育士の雇用情報の発信や体験実習会・離職防止研修会などを通じて、保育士の確保に努めます。

### ②延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化に伴う保育園の延長保育の需要に対応するため、現在、市内 10 園で延長保育を実施しており、今後も充実した提供体制を継続します。

### ③一時預かりの充実

保育園の一時預かりは、市内9園で実施しています。利用者は、近年減少傾向にありましたが、幼児教育・保育の無償化制度の開始により、利用ニーズが高まることが予測されます。

今後も充実した提供体制が継続できるよう、保育士の確保対策に努めます。

### ④休日保育の整備

保育園の休日保育の利用状況について、現状は年に数回の利用となっており、利用状況を見守りながら、必要に応じて整備を検討します。

### ⑤病（後）児保育の充実

病気の回復期にある子どもを預かる病後児保育をせいび保育園において実施しています。また、平成 29 年 4 月から広域相互利用の運用が始まり、市外の施設も利用可能となっています。

病児・病後児保育については、今後も広域相互利用を活用しながら対応します。

### ⑥園舎の建設整備

子どもが安心して過ごせるよう、今後も必要に応じて施設の整備を進めます。

### ⑦幼稚園の3歳児教育の充実

現在、市内 13 園すべてで実施しており、発達段階や幼児一人ひとりの実態に応じた教育が展開できるよう、教育内容のさらなる充実に努めます。

### ⑧幼稚園児の預かり保育の充実

平成30年度から新たに5園で預かり保育を開始し、現在では、市内13園中11園で預かり保育を実施しています。

令和2年度より預かり保育時間を延長し、保護者のニーズに応じた支援を行います。また、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるよう、家庭との連携を緊密にし、幼児が心身ともに健やかに生活できるよう努めます。

### ⑨職員の資質及び専門性の向上

保育所保育指針の改定に伴い、平成30年度から指導保育士を配置しており、保育園での実地研修、公開保育研修、分野別・階層別研修等、様々な研修を実施し、市内保育園の保育の質の向上に努めています。

また、保育所保育指針及び幼稚園教育要領における幼児教育の共通化が図られたことから、保育士・幼稚園教諭の合同研修会をするなど、今日の課題に対応するための研修の機会を引き続き設けます。

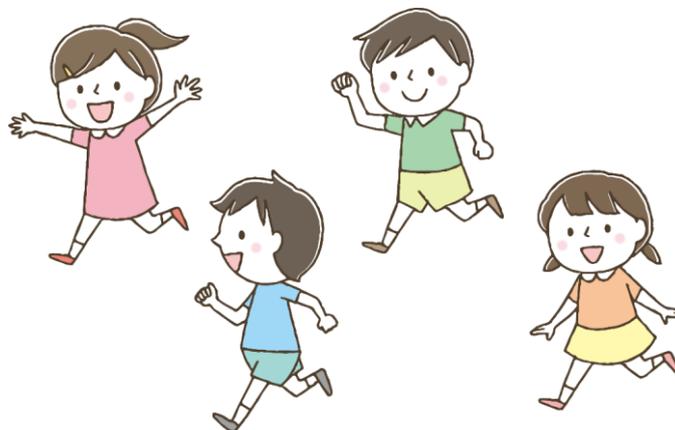
#### 【主な取組】

- ・指導保育士の配置
- ・公開保育、分野別・階層別研修等の実施

### ⑩施設のあり方の検討

保育園の入園率の増加により、幼稚園の就園率が低下しています。

保育園、幼稚園それぞれの機能、役割のバランスを図りながら、子どもの健やかな成長につながる施設のあり方を検討します。



## 基本施策（3）障害児支援の促進

### 現状と課題

発達障害の診断を受ける児童は年々増加しており、障害の早期発見と発達期の適切な療育により、障害の軽減や基本的な生活能力の向上に繋がります。

本市では、乳幼児健康診査において、発達障害の早期発見、早期対応のための助言、また子どもへのかかり方などの相談を受けています。

障害児とその家族の支援については、関係機関や県の専門機関等と連携強化に努め、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細かな支援を行う必要があります。

### 主な施策

#### ①障害児相談体制の充実

障害児の保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う身近な相談支援の場の設置に努めます。

必要に応じて相談支援事業所や障害者相談員につなげることで保護者の不安の解消や問題解決に努め、安心して子育てができる環境を整えます。

また、発達支援コーディネーター配置の継続や、発達障害児や発達障害の疑いのある子の保護者が身近な地域で相談できるよう、令和2年4月から井原市障害者相談支援センターを設置するとともに、ペアレントメンターの活用などにより発達が気になる子の子育てを応援します。

#### 【主な取組】

- ・ 障害児相談支援事業
- ・ 発達支援コーディネーターの配置
- ・ こども発達支援センター（広域連携）
- ・ 井原市障害者相談支援センター
- ・ 巡回相談員の配置

#### ②情報提供体制の充実

障害のある子どもやその保護者が、様々な福祉サービスや生活支援に関する情報を必要なときに手に入れることができる「福祉のしおり」や、子育て支援に関する幅広い情報を掲載している「子育て応援ブック」、「いばらっ子イベントガイド」などの充実を図ります。

### ③療育体制の充実

支援を必要とする児童が身近な地域で療育を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実を図るとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型児童発達支援の利用を促進します。

また、令和元年10月から3～5歳児の児童発達支援等の利用者負担が無償化されたことに合わせて、本市独自の事業として、0～2歳児についても無償化を実施しています。

さらには、障害児を受け入れている私立保育園に対し、障害児保育支援事業に要する経費の一部助成を行います。放課後児童クラブに対しては、障害児受入推進事業の経費の助成を行うとともに、支援員が障害に対する理解を深めるための研修会への参加を促し、障害の種類の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・井原市児童発達支援等利用者負担給付事業
- ・障害児保育支援事業補助金

### ④身体障害・知的障害児童年金等の支給

国や県の制度である各種手当の支給や医療費助成のほか、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている20歳未満の児童で、障害の程度が一定以上（国の障害児福祉手当の交付対象となる児童を除く）の児童の保護者に対し、市独自の制度として身体障害・知的障害児童年金を支給し、障害児を持つ家庭の経済生活支援に努めます。

#### 【主な取組】

- ・身体障害・知的障害児童年金
- ・特別児童扶養手当
- ・障害児福祉手当

## 基本施策（4）経済生活支援の充実

### 現状と課題

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、本市では、児童手当、児童扶養手当等の国の制度に加え、子ども医療費の助成などの経済的支援を実施しています。さらに、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴い、保育料・給食副食費の完全無償化を行っています。

今後も子育て世帯の負担感を和らげることができるよう、引き続き本市独自の経済的支援施策を継続します。

### 主な施策

#### ①医療費、教育費の負担軽減

子ども医療費給付制度については、これまで順次対象年齢を引き上げ、平成31年4月から満18歳に達する年度末まで入院無料としており、今後も引き続き、制度の継続に努めます。

また、養育医療費の給付や奨学資金・就園奨励等、就学援助の事業を継続して実施します。

#### 【主な取組】

- ・子ども医療費の給付
- ・養育医療費の給付
- ・奨学資金貸付、就学援助

#### ②保育料の負担軽減

令和元年10月から、保育園及び幼稚園保育料の無償化制度が開始され、本市では、独自の制度として、保育料・給食副食費については、年齢・所得に関わらず、0歳から5歳のすべての子どもを対象に完全無償化を行っています。また、幼稚園の預かり保育の利用料についても、在園すべての子どもを対象に完全無償化を行っています。

#### 【主な取組】

- ・保育園及び幼稚園の保育料・給食副食費の完全無償化
- ・幼稚園の預かり保育の利用料の完全無償化

## 基本施策（5）ひとり親家庭等の自立支援

### 現状と課題

本市のひとり親家庭世帯は、平成31年4月1日現在において、396世帯あり、離婚件数は毎年60件前後で推移しています。

ひとり親家庭世帯は、育児・家事の負担や経済的な負担が大きく、ひとり親家庭の保護者が安心して子育てと仕事ができるよう、経済生活支援に努めるとともに、生活全般の様々な問題や悩みについての相談体制を充実させる必要があります。

### 主な施策

#### ①経済生活支援の充実

ひとり親家庭の経済的自立のため、児童扶養手当の支給や医療費給付、ひとり親家庭の自立や子どもの就学を支える福祉資金の貸付等の経済的支援に努めます。

また、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や職業訓練・資格取得支援制度の利用促進を図るなど、ひとり親家庭が安心して子育てと仕事の両立ができるよう経済生活支援の充実を図ります。

#### 【主な取組】

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭等医療費給付
- ・ひとり親家庭児童卒業祝金・就職祝金
- ・ひとり親家庭就学奨励費
- ・母子父子寡婦福祉資金
- ・高等職業訓練促進給付金等支給

#### ②ひとり親家庭の相談体制の充実

母子父子自立支援員を配置し、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる相談体制の充実を図るとともに、一人ひとりに寄り添った支援を行います。

#### 【主な取組】

- ・母子父子自立支援員の配置

## 基本施策（6）子育てと仕事の両立

### 現状と課題

働く女性の増加や就労意欲の高まりを背景に、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」などの法制度の整備が進められるとともに、子育てを支援する様々な制度が設けられています。

今後は、そうした子育てを支援する制度を利用しやすい環境づくりや、職場における子育ての理解の促進によって、働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりが求められています。

また、男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組が必要です。

### 主な施策

#### ①多様な働き方の実現

多様な働き方の実現や子育てと仕事の両立のため、法制度の周知や企業・事業所が従業員の子育てを応援する取り組みを宣言する、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度等の普及啓発を図ります。

##### 【主な取組】

- ・おかやま子育て応援宣言企業登録制度の普及啓発

#### ②男女共同参画社会の実現

「いばら男女共同参画プラン」に基づき、「ワークライフバランス」の実現のための施策として、「職業生活と家庭・地域生活の両立支援」、「多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実」、「社会的気運の醸成」を図ることとしています。

引き続き市民と行政との協働により、一層の男女共同参画社会の実現を目指します。

##### 【主な取組】

- ・男女共同参画推進事業
- ・くらしと人権講座

## 基本目標3 地域ぐるみで子育てのできるまちづくり

### 基本施策（1）子育て支援のネットワークづくり

#### 現状と課題

核家族化の進展や地域の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術は親から子へ、また、地域の住民の間で伝えることができにくい環境になってきています。

子育てを社会全体で支援するためには地域・保育園・幼稚園・学校などが連携をとり、地域の子育てに関する情報や活動の情報を保護者に提供し、協力して子育てを支援する環境整備が必要であるとともに、地域全体に子育てに関する情報をわかりやすく提供していく必要があります。

さらに、子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを作っていくことも必要です。

#### 主な施策

##### ①地域社会全体の気運の醸成

これまでも子育て相談や子育てサークルへの支援を実施しており、今後も地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、地域ぐるみの子育て支援に努めます。

また、孤立しがちな保護者に対して、子育てサークルなどを通して仲間づくりができるよう支援を行います。

##### ②地域子育て支援センターの充実

本市には井原市子育て支援センター（甲南保育園）、たかや子育て支援センター（高屋南保育園）の2つの子育て支援センターがあります。

今後とも育児相談等における悩みや利用者の意見をもとに、保護者たちが求めているものを把握し、子育ての支援・相談体制の充実を図り、子育てに関する悩みや不安を解消できるよう支援を行います。

##### ③子育て支援ネットワークの充実

「井原子育てネットワーク協議会」と連携した課題別子育て講座や子育てサポーターの養成及び活動支援、次世代の親となる中・高校生のふれあい交流事業などを通して、家庭教育の充実を総合的に推進します。

#### 【主な取組】

- ・家庭教育支援総合事業

#### ④子育てサポート事業の推進

育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（おまかせ会員）を登録し、子どもの世話を会員同士で支え合う地域の子育て相互援助活動です。

今後とも事業の周知を図り、新たな会員の加入を促進します。

##### 【主な取組】

- ・子育てサポート事業

#### ⑤地域における子育て支援活動の充実

民生児童委員や愛育委員・栄養委員の活動は、子育て中の保護者にとって、地域の身近な相談相手として様々な相談内容に対する支援を行っています。

リーダーの育成や委員への支援を行うとともに、健康づくり、まちづくりを地域ぐるみで進めていくことの意識の醸成を図ります。

##### 【主な取組】

- ・愛育委員・栄養委員の活動
- ・民生児童委員・主任児童委員の活動



## 基本施策（2）地域における子育て支援の体制づくり

### 現状と課題

かつて地域全体で子どもを育てていた環境は、個の尊重や価値観の多様化により、隣近所や親せき同士で生活を助け合い相談し合う習慣など、地域内での関わりが薄れ、子育てを地域で見守る、地域で支えるという体制は崩れてきています。

子どもが地域との関わりの中で、健やかに育つことができるよう、児童会館・公民館等を活用した子育て支援や、基本的倫理観や社会的マナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たす家庭教育に対する支援の充実を図る必要があります。

また、利用ニーズが高い放課後児童クラブにおいては、各地域の実情に合った運営が行えるよう支援することが求められており、さらに、指導員の資質向上のために、研修会への積極的参加や意識の啓発に努めることが求められています。

### 主な施策

#### ①母親クラブの充実

現在、各児童会館を拠点に井原母親クラブ、木之子母親クラブ、芳井母親クラブが活動しており、各クラブで三世代交流行事や、お楽しみ会、クラブ間交流行事などを実施しています。

子育てに関する悩みや生活体験等を話し合う中で仲間づくりを推進し、交流と親子の成長を支援します。

#### 【主な取組】

- ・母親クラブ活動の支援  
(井原母親クラブ、木之子母親クラブ、芳井母親クラブ)

#### ②幼児教育学級・家庭教育学級等の充実

公民館や幼稚園・保育園等、地域の身近な場所で子育てに関する知識や技術を楽しく学ぶことができる講座や参加型研修会などの学習の場の提供の充実を図ります。

また、「幼児教育学級」、「家庭教育学級」では、井原子育てネットワーク協議会や子育てサポーターと連携を図り、交流事業の活性化、子育て相談、仲間づくり、親育ち応援学習プログラムを活用した学習など内容の充実に努めます。

#### 【主な取組】

- ・幼児教育学級、家庭教育学級
- ・親育ち応援学習プログラムを活用した学習機会の充実
- ・子どものライフステージに応じた課題別子育て学習機会の提供

#### ③放課後子ども教室等による交流・学習機会の提供

放課後子ども教室や地域土曜学習サポート事業の実施により、地域の方々との交流の場や学習機会を提供しています。

放課後子ども教室は、現在10学区で実施しており、全学区での事業実施を目指します。また、今後も引き続き、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動など様々な体験ができるよう、事業を推進するとともに、放課後児童クラブと連携した事業を検討します。

#### 【主な取組】

- ・放課後子ども教室
- ・地域土曜学習サポート事業

#### ④子育てサポーターの養成

子育て中の親が気軽に相談できる「子育てサポーター」を養成し、育児支援事業にアドバイザーとして派遣するなど、様々な活動をしています。イベント時の託児を行う派遣託児サービス事業等のより一層の充実のため、更なる子育てサポーターの養成に努めます。

#### 【主な取組】

- ・子育てサポータースキルアップ講座
- ・派遣託児サービス事業での託児
- ・幼児教育学級・家庭教育学級のサポート
- ・子育てイベント「ほっぴすてっぴおやこ de ほん」への参加

#### ⑤放課後児童クラブの充実

現在、17クラブで運営されており、民間から施設を借りている施設や老朽化がみられる施設については、修繕や施設整備を計画的に進める必要があります。原則として小学校の余裕教室などの学校施設を活用した整備を行っており、学校との連携により整備を進めるよう努めます。

また、個々のクラブの実情に合った運営が行えるよう支援するとともに、指導員の確保、資質の向上を図るための研修等の支援に努めます。

#### ⑥児童会館

遊びの指導や子育てに関する相談業務、対象児童の年齢に応じた乳幼児向けや小学生向けの行事、4館合同による行事や三世代交流事業、中高生ボランティアとともに行うふれあい交流事業などを開催して、児童の健全な育成に努めています。

また、児童会館のない地区には、出前児童会館として地区の公民館等に出向いて行事を行っています。

令和元年度から児童厚生員を2名増員して各館3名体制とし、子育てに関する相談支援体制等の充実強化を図っており、今後も継続して事業の充実を図ります。

#### ⑦つどいの広場

主に3歳未満の乳幼児と親が気軽に集い、交流や育児相談などを行う身近な場として、「つどいの広場」を設置しています。

今後も交流の場の提供を行うとともに、育児相談、情報提供の充実を図ります。

#### ⑧保育園・幼稚園の地域開放

兄弟姉妹の減少や、地域における交流の機会が少なくなっているため、各保育園・幼稚園で異年齢児交流や世代間交流事業として地域開放をしています。

親子の遊びやふれあい、他の親子との交流の場としての活用など地域の幼児教育センター的な役割を担えるよう推進します。

## 基本施策（3）子どもの健全育成のための活動の推進

### 現状と課題

健全育成の概念は、「すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図って、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てる」ことです。子どもの身体や心の健康増進、知的・社会的適応能力の向上、情操を豊かにすること、これらを子どもたち一人ひとりの個性と発達に応じて増進していくことが求められます。

子どもたちが主体的に生き、自立していくための力を社会の様々な場で培うため、すべての子どもを対象として放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊ぶことができ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる居場所づくりが重要です。

### 主な施策

#### ①子ども会・少年団の育成、支援

子どもたちの社会的・道徳的な人間形成を図るため、友情・秩序・奉仕の精神を養い、正しい生活態度や技術を学ぶ少年団活動を支援するため、保護者や地域の少年団指導者を対象とした指導者養成講座及び小学校高学年の児童を対象としたジュニアリーダー養成講座を引き続き開催します。

また、少子化による構成員の減少や指導者の不足等が課題となっており、新たな指導者の育成をはじめとした活動の支援を行います。

#### 【主な取組】

- ・少年団活動の促進

#### ②青少年の健全育成

市内 13 地区に青少年を育てる会等の健全育成団体があり、それぞれの地域の実情に応じた健全育成事業が行われていますが、活動者の高齢化が進み、活動自体の負担が大きくなっています。

「地域の子どもは、地域で育てる」との考え方のもと、地域文化の伝承や地域行事への参加、体験活動等、各地区の実態に合った活動を推進するための支援を行います。

#### 【主な取組】

- ・各地区における青少年を育てる会
- ・青少年育成センターが行う巡回活動など

### ③有害環境対策の推進

インターネットの有害サイトの氾濫や、スマートフォンの普及により生徒の人間関係上のトラブルにメールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）でのやりとりが関係している事案があることなど、子どもを取り巻く環境の悪化が懸念されています。

子どもが情報活用の実践力や情報モラルを身につけ、高度情報社会の中で主体性や創造性を発揮できるよう指導します。

### ④文化・スポーツ活動団体の支援

学校等の施設の開放や活動拠点の確保など環境整備を進めるほか、スポーツ少年団等の施設利用料減免、指導者講習会への参加促進や青少年文化活動振興団体に対する助成を実施しています。

今後とも文化・スポーツ活動団体への支援に努めることにより、子どもたちが共感・達成・感動などを味わえる活動や地域社会の人々との交流を促進します。

### ⑤子誉め条例による顕彰

子誉め条例により、他の模範となる善行や優れた成績を誉め、地域ぐるみで子どもを育成するための顕彰を実施しています。

今後とも事業の周知を図り、地域社会の一人ひとりが子どもたちに目を向け、地域ぐるみで子どもたちを育成する体制を整えます。



## 基本目標4 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

### 基本施策（1）ぬくもりの伝わる環境整備

#### 現状と課題

子どもや子育て家庭が安心して外出し、外出できる場所や外出した際のおむつ替えや授乳できる施設の周知や子どもと一緒に外出できる施設の周知を図り、妊産婦や子ども、子育てする家庭に配慮された環境を整え、子どもを健やかに安心して生み育てることが出来る環境づくりが求められています。

#### 主な施策

##### ①子育てに配慮した環境の整備

市庁舎や各児童会館に授乳スペースやベビールーム等を整備しているほか、授乳やおむつ交換等ができる施設の入り口等に「赤ちゃんの駅ステッカー」を掲示し、乳幼児の保護者に施設の所在を分かりやすく伝えることにより、安心して外出が楽しめる環境づくりを推進しています。

また、「移動式赤ちゃんの駅事業」として、地域で開催されるイベント等で授乳やおむつ替えのスペースを確保するため、テントやベビーベッド等の物品を貸し出しています。

外出時や施設利用時に保護者が利用しやすい環境整備に努めるとともに、市の行事では子育てサポーターの協力を得て、臨時託児所を設けるなど、子育て中の親子が安心して利用できる場の提供に努めます。

#### 【主な取組】

- 赤ちゃんの駅事業
- 移動式赤ちゃんの駅事業

##### ②子どもの遊び場の確保と整備

子どもから高齢者までが四季を通じて自然散策やレクリエーションなどが楽しめ、健康づくりと交流が図れるバリアフリーに配慮した「井原リフレッシュ公園」をはじめとする公園の整備、維持管理を図ります。

## 基本施策（2）快適な生活環境の整備

### 現状と課題

本市では、住環境や社会基盤（道路・交通網、上下水道）の整備に積極的に取り組んできており、利便性の向上に努めています。

生活様式が多様化する中でも、子育てに適したゆとりある住環境や安心して暮らせる社会基盤の整備は普遍的なものであり、今後とも引き続き整備に努めることが必要です。

### 主な施策

#### ①住環境の整備

核家族化やライフスタイルの変化等に伴い、居住環境へのニーズが多様化してきていることなどから、新たなニーズに即した四季が丘団地等の大規模な分譲地を提供しているほか、民間事業者による宅地造成に対し助成を行い、市内の宅地開発を促進するなど、定住化の促進、人口の流出抑制に努めています。

また、住宅の新築・建売住宅の購入・中古住宅の有効活用への補助、若者・子育て世帯や移住者を対象に住宅を取得する際の補助金を加算する「いばらぐらしスマイルプラス補助金」など、経済的支援を実施しています。

今後も引き続きホームページや市広報、ちらし配布により広くPRを行い、若者・子育て世帯が安心して定住できる環境づくりに努めます。

#### 【主な取組】

- ・四季が丘団地分譲事業
- ・分譲宅地開発助成金
- ・いばらぐらし住宅新築等補助金
- ・いばらぐらし中古住宅活用補助金
- ・いばらぐらしスマイルプラス補助金

#### ②社会基盤（道路・交通網、上下水道）の整備

生活者が安全で安心して利用できるよう、道路施設の適切な整備・維持管理、安全でおいしい水の安定供給、公共下水道の整備や合併浄化槽の普及促進に努めます。

## 基本施策（3）子どもの安全の確保

### 現状と課題

全国各地で子どもが被害に遭う事件や事故、不審者の子どもへのつきまといや声かけなどの事案が発生しており、子どもの安全を確保するための対策が求められています。

子どもが安全に暮らせる環境をつくるため、行政、警察、保育園、幼稚園、学校、関係団体等が連携して協力体制の強化に努め、犯罪に関する情報提供の徹底など、子どもが安心して生活できるまちづくりを進めるとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりが必要です。

### 主な施策

#### ①子どもの年齢に応じた交通安全指導・交通安全を確保するための活動の推進

警察をはじめとする関係機関との連携により、幼児・児童への交通安全指導に努めます。幼稚園では、園児とその保護者で構成する幼児交通安全クラブを通じて交通安全指導を実施し、保育園や小・中学校では、歩行者及び自転車の交通安全教室を開催するなど、子どもの年齢に応じた交通安全指導を実施します。

また、井原市社会福祉協議会がチャイルドシート等を貸し出しており、子どもの交通安全を確保するための活動を実施しています。

#### 【主な取組】

- ・ 交通教室、自転車教室（幼児・児童）
- ・ 通学路安全点検
- ・ チャイルドシート・ジュニアシート・ベビーカーの貸し出し

#### ②子どもを犯罪等から守るための活動の推進

地域の自治会やPTA等の団体、ボランティアなどの方々で構成する「子ども見守り隊」による登下校の見守りや地区内の防犯パトロール活動等の取組を推進します。

また、「子ども110番」の推進や防犯のための環境整備として、自治会等による防犯灯の設置を促進します。

#### 【主な取組】

- ・ 子ども見守り隊の活動推進
- ・ 「子ども110番」の推進
- ・ 防犯灯設置費補助



# 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと提供体制

## 1 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基本的記載事項

子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を記載することとなっています。

本計画においては、各事業に応じて提供区域を設定し、年度ごとの量の見込み及び確保方策を設定します。

### (1) 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項に該当する事業

平成27年4月から、就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「子ども・子育て支援給付」として、認定こども園・幼稚園・保育園・小規模保育等の施設等を利用した場合に共通の給付制度が導入されました。給付制度には、認定こども園・幼稚園・保育園を対象とした「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」があり、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みです。

さらに、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする、「地域子ども・子育て支援事業」があります。

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<b>施設型給付</b>	(1) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)
認定こども園	(2) 養育支援訪問事業
幼稚園	(3) 妊婦一般健康診査
保育園	(4) 延長保育事業
<b>地域型保育給付</b>	(5) 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)
小規模保育事業	(6) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
家庭的保育事業	(7) 一時預かり事業
居宅訪問型保育事業	(8) 病児・病後児保育事業
事業所内保育事業	(9) 利用者支援事業
<b>児童手当</b>	(10) 子育て援助活動支援事業
	(11) 子育て短期支援事業
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## (2) 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

### ①施設型給付

施設型給付の対象事業は、認定こども園、幼稚園及び保育園の教育・保育施設です。

市町村が利用者の保育の必要性を認定し、保護者に対する個人給付を、確実に教育・保育の費用に充てるために事業者に対し、直接支払います（法定代理受領）。

施設名	対 象
認定こども園	教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保育は、保護者の就労時間等に応じた認定が必要。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設で、満3歳から就学前の子どもが対象。
保育園	就労等のため家庭で保育できない保護者によって保育する施設で、0歳から就学前の子どもが対象。保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

### ②地域型保育給付

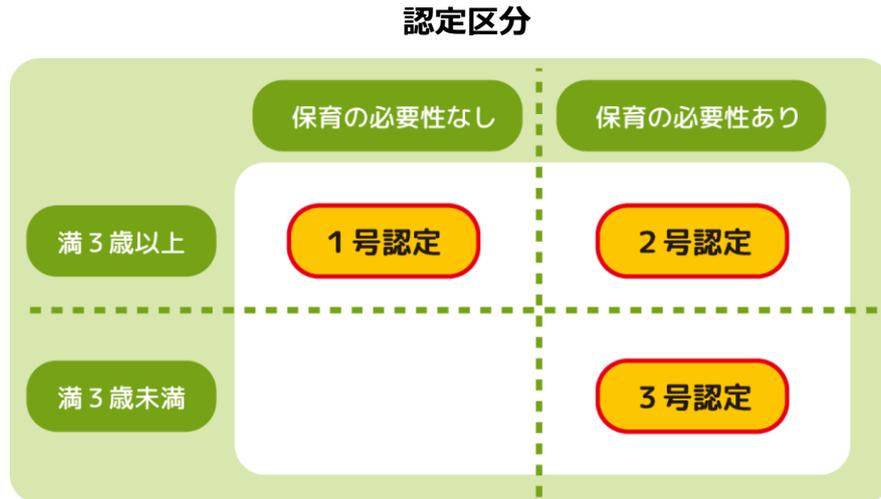
地域型保育給付は、待機児童の解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応したものです。定員19人以下の少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業で、市町村による確認を受けた保育事業が給付の対象となります。

事業名	事業内容
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
家庭的保育事業	少人数（定員5人以下）を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。
居宅訪問型保育事業	障害、疾患等で個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅で1対1保育を行う。
事業所内保育事業	会社の事業所の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する。

### (3) 教育・保育の認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、子どもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定を受けることができます。



認定区分	年 齢	保育の必要性	保育の必要量	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園（教育利用）
2号認定	3～5歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育利用）
3号認定	0～2歳	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業

## 2 教育・保育提供区域の設定

本市では通勤に自動車を利用する保護者が多く、どの地区からも送迎可能な範囲に施設があることや、勤務地に近い、あるいは通勤経路上の施設を選択する保護者も多く、居住地区ごとのニーズとは異なる点から教育・保育提供区域を1区域とします。

また、放課後児童健全育成事業については、小学校区の範囲を基本に児童を受け入れている実情から、提供区域を小学校区とします。

教育・保育提供区域一覧

区 分	事 業	区域設定
教育・保育事業	認定こども園 幼稚園 保育園	1区域（井原市全体）
地域型保育事業	小規模保育事業 家庭的保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	
地域子ども・子育て支援事業	(1)乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業） (2)養育支援訪問事業 (3)妊婦一般健康診査 (4)延長保育事業 (5)地域子育て支援拠点事業 (7)一時預かり事業 (8)病児・病後児保育事業 (9)利用者支援事業	
	(6)放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	13区域（小学校区）

### 3 教育・保育の量の見込みと提供体制

本計画では、井原市子ども・子育て支援ニーズ調査結果及び実績に基づいて算出した各年度における教育・保育の量の見込みと、その提供体制の確保内容と実施時期を記載します。

#### 【事業概要】

幼稚園は13か所あり、すべての園で3歳児教育を行っています。また、就労などの理由で標準時間を超えて保育を希望する家庭のために、預かり保育を11園で実施しています。

保育園は9か所あり、0～2歳の乳幼児を保育する小規模保育事業所は2か所あります。

#### 【量の見込みと確保方策】

幼児教育を希望する保護者のニーズや幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴う保育ニーズの増加に対応するため、令和2年度より幼稚園の預かり保育時間を延長するとともに、保育士確保対策等を推進し、供給量の確保に努めます。

#### ●1号認定（3～5歳の幼児教育を希望する認定区分）

	※参考 平成31年4月実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	249	320	308	301	291	283
②確保方策合計（人）		320	308	301	291	283
幼稚園		320	308	301	291	283
※参考 幼稚園（施設数/利用定員数）	13/980	13/980	13/980	13/980	13/980	13/980
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

#### ●2号認定（3～5歳の保育を必要とする認定区分）

	※参考 平成31年4月実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	442	373	365	376	369	370
②確保方策合計（人）		373	365	376	369	370
保育園		373	365	376	369	370
※参考 保育園（施設数/利用定員数）	9/432	9/432	9/442	9/442	9/442	9/442
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

●3号認定（0～2歳の保育の必要がある認定区分）

〈3号認定（0歳児）〉

	※参考 平成31年4月実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	48	63	61	59	57	55
②確保方策合計（人）		63	61	59	57	55
保育園		58	56	54	52	50
小規模保育事業所		5	5	5	5	5
※参考 保育園+小規模保育 （施設数/利用定員数）	11/81	11/81	11/84	11/84	11/84	11/84
③差引（②-①）		0	0	0	0	0

〈3号認定（1～2歳児）〉

	※参考 平成31年4月実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	285	310	316	302	295	285
②確保方策合計（人）		310	316	302	295	285
保育園		297	303	289	282	272
小規模保育事業所		13	13	13	13	13
※参考 保育園+小規模保育 （施設数/利用定員数）	11/270	11/270	11/277	11/277	11/277	11/277
③差引（②-①）		0	0	0	0	0



## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### (1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

#### 【事業概要】

乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、実施率 100%を目標とし事業を実施します。

項目	単位	※参考 平成 30 年度実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	人	212	203	203	203	203	203
②確保方策	人		203	203	203	203	203
③過不足 (②-①)	人		0	0	0	0	0

### (2) 養育支援訪問事業

#### 【事業概要】

養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

今後も継続して事業を実施し、支援の必要が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

項目	単位	※参考 平成 30 年度実績	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	人	34	33	32	32	31	31
②確保方策	人		33	32	32	31	31
③過不足 (②-①)	人		0	0	0	0	0

### (3) 妊婦一般健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中の適時に必要に応じた検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

妊婦に対する定期健康診査 14 回分の助成を行っており、今後もすべての妊婦に対して事業を実施します。

項目	単位	※参考 平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	337	330	327	323	320	317
②確保方策	人		330	327	323	320	317
③過不足(②-①)	人		0	0	0	0	0

### (4) 延長保育事業

【事業概要】

2号、3号認定を受けた子どもを、通常の利用時間以外の時間において、保育園で預かり、保育する事業です。

【量の見込みと確保方策】

現在、市内10園で実施されており、今後も継続して事業を実施します。

項目	単位	※参考 平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	46	40	38	35	33	31
②確保方策	人		40	38	35	33	31
施設数 (保育園)	か所	10	10	10	10	10	10
実施日数	日	300	300	300	300	300	300
定員数	人	56	56	56	56	56	56
③過不足(②-①)	人		0	0	0	0	0

**(5) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）****【事業概要】**

公共施設や保育園、児童会館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

**【量の見込みと確保方策】**

地域子育て支援拠点として、井原市子育て支援センター（甲南保育園内）、たかや子育て支援センター（高屋南保育園）、つどいの広場、児童会館を設置しており、今後も継続して専任の職員を配置し、出前保育、育児相談・育児講座等を実施します。

項目	単位	※参考 平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	5,566	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
確保方策	か所	3	7	7	7	7	7

※人日：1年間における延べ利用日数

## (6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業概要】

保護者が仕事などで留守の家庭の児童を対象に、学校・家庭・地域の協力のもと、授業終了後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

現在、市内には17か所の放課後児童クラブがあります。老朽化や民間施設の借り受けなど整備が必要な施設については、学校施設の利用を基本としながら計画的に整備を進めます。

項目	単位	※参考 平成31年4月実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み合計	人	482	494	508	515	521	538
低学年	人	367	379	386	393	401	413
高学年	人	115	115	122	122	120	125
②確保方策	人		494	508	515	521	538
施設数	か所	17	17	17	17	17	17
※参考 受入可能数	人	658	658	658	658	658	658
③過不足（②-①）	人		0	0	0	0	0

### 確保方策（小学校区別）

小学校	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高屋小学校	人	50	51	53	54	56
大江小学校	人	28	29	30	30	32
稲倉小学校	人	23	23	25	25	26
県主小学校	人	18	18	16	16	14
木之子小学校	人	42	44	45	46	48
荏原小学校	人	31	30	29	28	27
西江原小学校	人	68	71	72	74	77
野上小学校	人	12	13	13	13	15
青野小学校	人	30	28	26	24	23
井原小学校	人	48	51	52	53	55
出部小学校	人	86	89	92	94	98
芳井小学校	人	32	33	34	35	36
美星小学校	人	26	28	28	29	31
合計	人	494	508	515	521	538

## (7) 一時預かり事業

### 【事業概要】

主として昼間に、保護者のパート勤務・私的都合等により、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、幼稚園、保育園で一時的に預かり、保育する事業です。

### ①幼稚園の預かり保育

#### 【量の見込みと確保方策】

幼稚園在園児を対象とした、緊急・一時的な利用については市内の全幼稚園で実施しています。

また、午後の定期的な預かり保育は、市内 11 園で実施しており、令和2年度より預かり保育時間の延長を実施します。

項目	単位	※参考 平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	1,326	1,380	1,430	1,482	1,536	1,592
②確保方策	人日		1,380	1,430	1,482	1,536	1,592
施設数 (幼稚園)	か所	11	11	11	11	11	11
③過不足(②-①)	人日		0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

### ②保育園の一時預かり

#### 【量の見込みと確保方策】

理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育園で一時的に子どもを預かる事業として、市内で実施している保育園は9園あり、定員は48人となっています。

今後も継続して実施し、既存の供給量で対応します。

項目	単位	※参考 平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	2,777	2,007	1,963	2,025	1,987	1,992
②確保方策	人日		2,007	1,963	2,025	1,987	1,992
施設数 (保育園)	か所	9	9	9	9	9	9
定員数	人	48	48	48	48	48	48
実施日数	日	250	250	250	250	250	250
③過不足(②-①)	人日		0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

## (8) 病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

保育園や幼稚園等に通園している子どもが、病気や病気の回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

病後児保育については、市内では1か所で実施しています。

病児・病後児保育施設の利用については、平成29年4月より広域相互利用の運用が始まり、市外の施設も利用可能となったことから、今後も広域相互利用を活用しながら事業を実施します。

項目	単位	※参考 平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	1	10	10	10	10	10
②確保方策	人日		10	10	10	10	10
病後児保育事業	人日		10	10	10	10	10
実施箇所（施設数）	か所	1	1	1	1	1	1
定員数	人	2	2	2	2	2	2
実施日数	日	250	250	250	250	250	250
③過不足（②-①）	人日		0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

## (9) 利用者支援事業

### 【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

継続して子育て支援課に保育コンシェルジュを配置し、子育て支援事業や保育所等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行い、また、関係機関との連絡調整等を行います。

項目	単位	※参考 平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1	1
②確保方策	か所	1	1	1	1	1	1

## 5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

保護者の働いている状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一緒に受けることができる認定こども園は、保護者・子どもの教育・保育の選択肢の幅を広げる施設の一つです。

施設の在り方については、地域や保護者のニーズを的確に把握することや、就学前児童の推移数、施設の状態等を十分に考慮し、就学前教育検討委員会の答申に基づき研究します。

### (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供が必要なことから、幼稚園教諭や保育士等の合同研修会の実施を継続し、子どもの育ちを支援する者の専門性を高めるための事業を行います。

### (3) 関係機関との連携方策

質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業を実施するために、教育・保育施設や、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関、関係団体等との連絡・調整を図り、連携、協働の体制の充実に努めます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、施設・事業者等との十分な協議・調整のうえ、給付方法の検討を行うとともに、円滑な実施の確保に向けた取り組みを行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県との連携や情報共有を図りながら取り組みます。

## 第5章

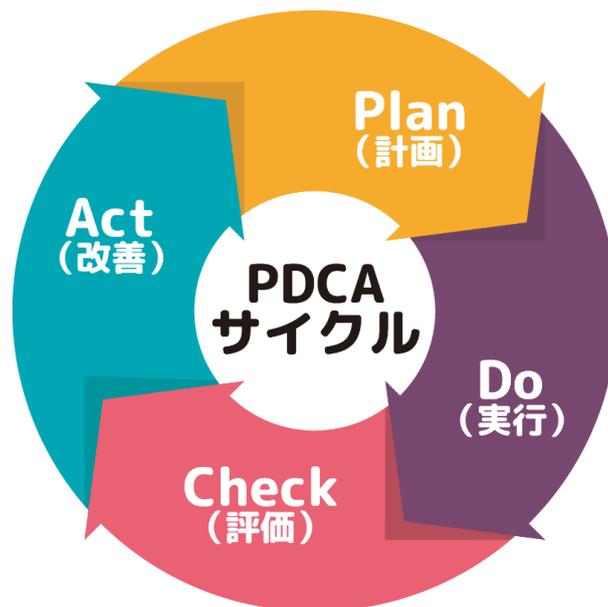
## 計画の推進体制

## 1 市の推進体制と進行管理

本計画は、関係各課、関係機関との連携を図りながら執行し、推進します。

本計画の円滑な計画の推進を図るため、学識経験者、教育・保育関係者、児童福祉分野の有識者、市民の代表からなる「井原市子ども・子育て会議」において、定期的に事業の進捗状況を報告し、進行管理を行います。

今後、PDCA（計画・実行・評価・改善）に基づき、事業の進捗管理・評価を進め、さらに、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。



## 2 地域における取組や活動との連携

子育てを家庭だけでなく地域社会全体の問題としてとらえ、課題解決ができるよう行政をはじめ、家庭、学校・園、地域、企業や関係機関・団体がそれぞれの役割を認識し、連携をより一層強化し、計画の推進に努めます。

### ■家庭の役割

子育ての基本が家庭にあることを認識し、基本的な生活習慣や社会的な規範意識を身につけるよう促すとともに、子どもの人権を尊重しながら、個性や能力を伸ばすよう努めます。

### ■学校・園の役割

一人ひとりの子どもの個性を尊重しながら、きめ細かな指導の充実、確かな学力と健やかな心身の育成に努めます。また、集団生活を通じて、基本的な生活習慣や社会的な規範意識を身につけるよう指導するとともに、他人を思いやる心を育むよう努めます。

### ■地域の役割

地域の子どもは地域で見守り育てるという意識を持ち、子育て家庭や学校、関係機関との連携を図ります。また、子どもたちに様々な体験と触れ合いの場を提供し、地域全体で子育て支援に取り組むよう努めます。

### ■企業や関係機関・団体の役割

男女が協力して家事や育児に参加できるよう労働時間の短縮、育児休業等各種制度の充実等を行うことで、仕事と家庭の両立の支援に努めます。

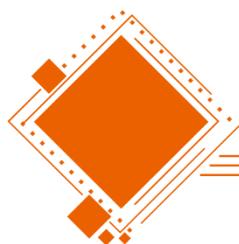
### ■行政の役割

地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的かつ計画的に展開します。

また、子育て支援活動を行うボランティア団体等の育成を促進するなど、引き続き、子育て家庭を取り巻く環境の整備や子育て支援の意識啓発に努めます。

## 3 市民及び関係団体等への広報・啓発

本計画について、市民や関係機関・団体、事業所等に対して広報誌やホームページ等で広報を行うなど、計画内容についてさまざまな機会を利用して周知に努めます。



## 資料編

### 1 策定の経過

日 程		内 容
平成 30 年	11 月 16 日	平成 30 年度 第 1 回井原市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (策定体系、策定スケジュール、アンケート調査内容について)
	11 月 19 日	平成 30 年度 第 2 回井原市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (アンケート調査内容について)
	11 月 21 日	平成 30 年度 第 1 回井原市子ども・子育て会議 (諮問、策定体系、策定スケジュール、アンケート調査内容について)
	12 月 10 日 ～12 月 21 日	井原市子育て支援に関するアンケート調査実施 (就学前・小学生児童保護者への意識調査)
平成 31 年	3 月 20 日	平成 30 年度 第 2 回井原市子ども・子育て会議 (子育て支援事業の実施状況、アンケート調査速報版について)
令和元年	10 月 25 日	令和元年度 第 1 回井原市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (計画素案検討)
	11 月 12 日	令和元年度 第 2 回井原市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (計画素案検討)
	11 月 22 日	令和元年度 第 1 回井原市子ども・子育て会議 (計画素案検討)
	12 月 2 日	井原市議会 12 月定例会で報告・質疑 (計画概要)
	12 月 16 日 ～1 月 15 日	パブリックコメント実施
令和 2 年	1 月 24 日	令和元年度 第 3 回井原市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 (計画案検討)
	1 月 28 日	令和元年度 第 2 回井原市子ども・子育て会議 (計画案検討、答申)

## 2 井原市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、井原市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）
- (3) 各種関係団体の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

### 3 井原市子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	宗 高 弘 子	学識経験者（元就実大学教授）	
副 会 長	山 下 陽 子	保育協議会	（平成31年4月～）
副 会 長	三 宅 弘 美	保育協議会	（～平成31年3月）
委 員	藤 森 恵 美 子	学識経験者（元幼稚園教諭）	
委 員	阪 谷 あ や こ	保育園保護者	
委 員	谷 本 由 佳	幼稚園保護者	（平成31年4月～）
委 員	藤 井 恵 子	幼稚園保護者	（～平成31年3月）
委 員	三 嶋 尚 実	母親クラブ	
委 員	藤 井 京 子	校 園 長 会（幼稚園代表）	
委 員	佐 藤 芳 明	校 園 長 会（小学校代表）	（平成31年4月～）
委 員	山 成 益 之	校 園 長 会（小学校代表）	（～平成31年3月）
委 員	新 谷 洋 子	児 童 ク ラ ブ 運 営 委 員 会	
委 員	柳 本 紀 子	愛 育 委 員 連 合 会	（平成31年4月～）
委 員	三 宅 敦 子	愛 育 委 員 連 合 会	（～平成31年3月）
委 員	佐 藤 須 賀 則	商 工 会 議 所	（令和元年11月～）
委 員	伊 達 一 海	商 工 会 議 所	（～令和元年10月）
委 員	安 部 美 奈 子	障 害 児 事 業 所	
委 員	土 田 道 子	公 募	
委 員	服 部 朝 子		



# いはらっ子 ぼっけえすくすくプラン

(第2期井原市子ども・子育て支援事業計画)

令和2年3月

発行：井原市

〒715-8601 岡山県井原市井原町 311 番地 1

TEL：0866-62-9517 FAX：0866-62-9310

